

平成21年9月9日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	澤 野	政 信
局 長 補 佐	下 村	浩 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部長	北	村	和	博
市	民部長	北	村	建	治
産	業部長	山	本	克	樹
建	設環境部長	北	御門	敏	則
会	計管理者兼会計課長	岩	田	輝	寛
企	画課長	藤	田	洋	一郎
総	務課長	中	川		宏
財	政課長	迎		和	泉
市	民課長兼選挙管理委員会事務局長	田	中	一	枝
税	務課長	中	村	和	典
福	祉事務所長	峰	松	靖	規
保	険健康課長	打	上	俊	雄
農	林水産課長	森	田	利	明
商	工観光課長	松	浦		勉
ま	ちなみ建設課長	平	石	和	弘
環	境下水道課長	亀	井	初	男
水	道課長	福	岡	俊	剛
教	育長	小	野原	利	幸
教	育次長兼教育総務課長	田	中	敏	男
生	涯学習課長兼中央公民館長	谷	口	秀	男
同	和对策課長兼生涯学習課参事	中	村	信	昭
農	業委員会事務局長	井	手	清	治
監	査委員事務局長	中	島	と	しえ
監	査委員	植	松	治	彦

平成21年9月9日（水）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成21年鹿島市議会9月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
4	9 水 頭 喜 弘	1. 新型インフルエンザ対策について 2. 福祉行政 (1) 介護保険事業について 3. 本市を取り巻く経済・雇用情勢について
5	1 松 田 義 太	1. 新型インフルエンザについて (1) これまでの推移と、流行の現状について (2) 流行への対応について ① 感染予防対策について ② 感染者発生の場合の対応（庁内、学校、保育所などの運営施設、諸行事） ③ 医療供給体制 (3) 今後の課題と対策について（地域医療体制を含めて） 2. 政権交代への対応と今後の地方行政について （何を期待し、何が懸念されるのか） (1) 福祉、医療、介護行政について (2) 地域振興策などの公共事業のあり方 (3) 地方交付税など地方財政への影響
6	15 中 村 雄 一 郎	1. 鹿島市商業の活性化について (1) 中心市街地の活性化 (2) 周辺（門前、北鹿島、浜）商店街対策 (3) 商店街の概念について

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（橋爪 敏君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、9番議員水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

皆さんおはようございます。9番議員水頭喜弘でございます。通告に従いまして一般質問

をさせていただきます。

今回は大きく3点にわたって質問をさせていただきます。

まず初めに、新型インフルエンザ対策について、次に、福祉行政で介護保険事業について、3番目が本市を取り巻く経済・雇用情勢について、以上3点について質問をさせていただきます。

まず最初に、新型インフルエンザ対策についてであります。

5月4日、国立感染症研究所は、8月24日から30日の週、第35週での全国約5,000の定点医療機関当たりのインフルエンザ患者報告数の公表を行いました。それによると、第35週のインフルエンザ患者報告数は1万2,007人、一医療機関当たりのインフルエンザ患者報告数は全国平均2.52人で、前週8月17日から23日の週よりわずかに増加し、定点以外を含む全国の医療機関を1週間に受診した患者数の推計は約14万人となったことが公表されております。

厚生労働省は28日、国内における新型インフルエンザの流行について感染者数の増加ペースなどを試算した流行シナリオをまとめました。罹患率を20%とした場合、最高で1日当たり約76万人の患者が発生するほか、ピーク時の入院患者は4万6,400人に上るということを試算しております。

本市におきましても、新型インフルエンザ患者が確認されています。関係機関との綿密な連携のもと、市民に正確な情報を提供していくことが大変重要と考えます。また、本市として、平成21年度補正予算において、新型インフルエンザ対策費が計上されていることは評価するところであります。実際発生した場合どうなるのか、予測できないのが現状なのかもしれません。東京で発生した途端、どこの量販店やコンビニエンスストアでもマスクが一気に売り切れました。今後、大流行になるかもしれませんし、もっと強いインフルエンザになるという報道もあります。

まず初めに、これまで新型インフルエンザ対策をどのように行ってこられたのかお伺いします。

次に、福祉行政、介護保険事業について。

高齢者の介護を社会全体で支えていく仕組みとして創設された介護保険制度も、事業開始から10年を経過しました。本市においても団塊の世代が定年退職を迎えるなど、高齢者層のますますの増加に伴い、4人に1人が高齢者となる超高齢化社会を迎えます。1地区において、平成12年の高齢化率は23.3%だったが、第4期介護保険事業計画策定時の平成21年3月には26.2%と年々高齢化が進んでいます。高齢者が住みなれた家庭や地域で安心して生活が送れるよう、これまで以上に介護保険制度の安定運営と介護予防事業の充実が求められます。

今年度から3カ年間の第4期計画として第4期杵藤介護保険事業計画を策定され、今後の高齢者介護の基本的な方向性を示されました。第4期計画の策定に当たって、高齢者要望等、実態調査などのアンケートをとっておられるようですが、どのような意見、提案がなされた

のかお伺いします。

3番目に、本市を取り巻く経済・雇用情勢について。

総務省が8月28日に発表した7月の完全失業率（季節調整値）は、前月より0.3ポイント悪化の5.7%と、2003年4月などの5.5%を抜いて過去最悪となった。完全失業者数は359万人と前年同月に比べて103万人ふえ、増加幅が初めて100万人を上回った。厚生労働省が同日発表した7月の有効求人倍率も0.42倍と、3カ月連続で過去最低を更新したという記事が掲載されておりました。

未曾有の経済危機を克服し、経済、社会の地球規模化や人口減少時代に対応した経済成長をいかに続けていくか。世界同時不況のあおりを受けた日本経済は、最悪期を脱したとはいえ、今が正念場、需要不足を補う短期的な措置とともに、中・長期にわたる経済成長戦略を着実に実行していくことが欠かせません。

世界を震撼させたリーマンショックから間もなく1年、我が国は欧米ほど深刻な金融危機には陥らなかったものの、実体経済への打撃は主要国でも大きかった。輸出など外需依存型の日本経済の弱点がつかれたからである。我が国の2009年4月から6月期の実質国内総生産（GDP）は5四半期ぶりプラス成長となったが、これも外需が主な要因だった。外需依存型を転換し、内需拡大型の強靱な経済を築くことが急務なことは言うまでもありません。

月例報告では、景気は厳しい状況にあるものの、このところ持ち直しの動きが見られる。先行きについては、当面雇用情勢が悪化する中で厳しい状況が続くと見られるものの、在庫調整の一巡や経済対策の効果に加え、対外経済環境の改善により、景気は持ち直しに向かうことが期待される。一方、生産活動が極めて低い水準にあることなどから、雇用情勢の一層の悪化が懸念される。加えて世界的な金融危機の影響や世界景気の下振れ懸念など、景気を下押しするリスクが存在することを留意する必要があると言われております。

100年に一度と言われる最悪期にあって、本市におきましても数度にわたり補正予算を上程され、切れ目なく経済雇用対策に取り組んでこられたところでありますが、現状をどのように認識されておられるのかお伺いいたしまして、第1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

それでは、議員1点目の質問の新型インフルエンザにつきまして、まずお答えをいたします。

まず、鹿島市におきましては、昨年の秋より行動計画の策定等の準備等を始めております。そして、議員も先ほど触れられましたが、昨年の12月議会で補正予算をお願いしまして、7,000千円相当の備蓄品の整備を行っております。防護服、マスクとか、あと消毒液なんかを一定量を確保いたしております。

そして、4月に入りまして、メキシコに端を發します新型インフルエンザの流行が始まったのは御承知のとおりです。その状況を受けまして鹿島市のほうでは、5月に入りまして、まずは行動計画を暫定的ではありますが、策定をいたしたところであります。同時に、市長を本部長といたします対策本部を立ち上げました。そして、この春は主に、まず市民へのPRに非常に重きを置いたところでございます。市報への特集、ケーブルテレビの放映、あとは全校へPR、啓発の配布等も数度にわたって行ったところでございます。

本格的には日本での流行が7月以降に始まりまして、8月になりまして市内でも流行が始まったところでございます。鹿島市におきましては、その現状を踏まえまして、まず予防策に重点を置くということで、消毒液等の施設への配布、小・中学校への配布等を行っております。また、本庁の場合とか、保育園、小学校ですね、その予防策並びに、もし発生した場合の対応マニュアル等を作成して現在に至っている状況でございます。

2点目の介護保険事業について、議員が申されましたように、ことし事業計画が全面的に見直されました。その中で、介護保険事業所のほうでアンケートを行っております。鹿島市の場合、全部で1,267人の方にアンケートを行っております。この方は実際に要支援、要介護を受けている人、または施設の入所者で一般高齢者とか、そういった人たちを網羅して1,267人のアンケートを行い、そのうち有効回答として953人、75.2%の回答を受けております。主に、認定を受けておられる方は、介護が必要になった理由とか、今からどういうふうなサービスを望むかというようなことをアンケートで調査をしております。

意見で一番多かったのは、やっぱり保険料が高い、利用料が高いというのが、これが圧倒的に大半を占めていたというのが状況でございます。

また、どんなサービスを望むかというのは、短い期間の宿泊等ができるショートステイ、それから日帰りでサービスが受けられるデイサービスですね、ここらあたりの充実を図ってほしいという意見が多くございました。

ここのアンケートをもとにしまして、先ほど言いました事業計画を策定された、そういう経過でございます。

私のほうからは以上です。

○議長（橋爪 敏君）

松浦商工観光課長。

○商工観光課長（松浦 勉君）

私のほうからは、大きな3点目の本市を取り巻く経済・雇用情勢について、現状をどのように認識しているかということについてお答えしたいと思います。

昨年末以来の世界的な不況の影響は、全国的な影響と同様に、当鹿島市におきましても非常に厳しい状況であるというふうに認識しております。経済不況の影響を受け、商工業の生産、あるいは販売の落ち込みや消費の低迷等も続いている状況にあると考えております。企

業の雇用等につきましても、ハローワーク鹿島あたりに問い合わせてみましたところ、有効求人倍率の落ち込み等を勘案しますと非常に厳しいものがある状況と認識しているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

はい、どうもありがとうございます。

それでは、一問一答により質問をしていきたいと思っております。

まず、新型インフルエンザについてでございますが、いろいろと当市も市民へのPRですか、ケーブルテレビ等とか、また市報を通じて行っておられるし、また鹿島市もその予防を重点に行っているということは前回も答弁の中でも言われていますし、また保育園とか小学校に対しても対応マニュアルを作成したということで今の答弁をいただきました。

この新型インフルエンザがもし発生した場合に、これから2波、3波と冬に向かって来るおそれもあると言われておりますし、発生した場合の手順はどのように考えておられるのか、お伺いします。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

それでは、新型インフルエンザが発生した場合の対応の手順ということで、今現在の状況につきまして御報告をいたします。

まず、佐賀県の場合も7月21日をもって発熱外来での診療が中止をされております。よって、これ以後は通常のインフルエンザと同じ取り扱いになります。

通常のインフルエンザの取り扱いということはどういうことかといいますと、まず、一般の医療機関で患者が発生した場合、これは保健所等への報告義務はありません。また、遺伝子等のPCR検査もいたしません。集団発生が発生した場合のみ、医療機関は保健所への報告義務が発生するというようになります。

集団感染とか、例えば、小学校の同じクラスに2名以上連続して発症者が出たとか、そういった場合は集団感染ということで保健所に届けられます。

それと、通常のインフルエンザの対応ということで、先ほど議員も述べられましたように、全国大体4,700カ所の指定医療機関が毎週ごとに発症者の報告をする義務があります。杵藤管内で全部で9カ所、鹿島市内に2カ所の指定病院があります。そこが毎週発症者を保健所を通じて厚生労働省へ報告し、大体その4,700カ所の指定病院の発症者の14倍がその週の発症者というふうに発表をされるということになります。そういった現在におきましては、通常のインフルエンザの対応ということでこの新型インフルエンザに関しての対応がなされて

いる、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

通常のインフルエンザの対策取り扱いをということで、いろいろ今るる手順等は申されましたが、市民の皆さんからも僕もいろいろと相談を受けまして、その中で特に、もしものときの発熱コールセンターについていろいろ聞かれました。

その中でお尋ねですけど、発熱コールセンターが設置されていることは伺っておりますが、市民の皆さんに対しての発熱外来等の広報についてはなされているとは思いますが、その点を、また鹿島市においての実際の状況あたりはどうなのかお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

発熱コールセンターにつきましては、メキシコで新型インフルエンザが発生した以降、7月21日までは24時間体制で対応がなされておりました。7月21日以降は平日の昼間ということで、8時30分から5時15分までの通常対応ということになっています。相談件数等につきましては、私のほうではちょっと把握しておりません。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

以前は24時間体制やったけど、7月21日以降は平日の昼間の時間ということで通常の体制ということで今言われました。県の医療機関、危機感がどのようになっているのかということで、僕もやっぱり心配だったから発熱外来センターに電話をしてみました。そのあれでは、まず一般職員が対応すると。そして、次に専門の保健師と看護師が説明をすると。そして、意見を聞いた上でアドバイスをすると。要は、一番大事なのは、不安を解消するということだということで、そういうことで今対応をしていますということです。課長のほうにもいろいろとこのことに関しては余り事前に申ししていなかったんで申しわけないんですけども、大体今のところ1日20件ぐらい電話があっているということでございます。こういうことで、僕もこのことを市民の皆さんに相談があった分については知らせておりましたので、そういうことで何か機会があったらこういうものもよろしくお願ひしたいと思います。

次に、鹿島市のほうでも専用の相談窓口を設置されているような話を聞いていますが、この点についてお伺ひいたします。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

鹿島市の相談窓口としては保健センターが対応窓口となっております。これはもうずっと以前から対応の窓口として、5月の連休期間中もすべて保健師等が2名出勤をして、ちょうどそのときは一番不安が大きかった時期でもあったので、連休期間中、あるいは土曜日、日曜日ですね、主に4月、5月はすべて出勤して相談窓口として対応しております。現在も対応窓口としては、保険健康課の保健センターということになっております。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

これは5月の連休あたりについても2名の方が対応していたということで今言われたですけども、このことに関して、市民の皆さんは、コールセンターということも大事ですけど、まずやっぱり鹿島市にあつたら安心なという思いはされると思うわけですね。じゃ、この周知とか、そしてまた、もしもこれを知っておられたらまた電話等があっているんじゃないかと思えますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

まず、この新型インフルエンザの総合的な窓口は、基本的には発熱コールセンターです。まずそこが来ます。じゃ、鹿島市は何もしなくてもいいということじゃありません。ですので、今までもいろんな市報での広報とか、ケーブルテレビ、またはPRチラシはすべて、まず発熱コールセンターの電話番号、連絡先、そして杵藤保健福祉事務所の連絡先、そして鹿島市の保健センターの連絡先、この3つを必ず併記をしていますので、そういった対応をとっています。鹿島市の保健センターに相談があつて対応できる分は対応いたしますが、基本的には発熱コールセンターの電話番号を紹介するというのが保健センターとしての主な窓口業務になります。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

基本的に発熱コールセンターと言われましたので、じゃ、そこに電話をしてくださいということですので、電話番号等もまた市報とか広報でお願いしておきます。

それで次に、さっき言われた保育園、小学校には対応マニュアルを作成しているということと言われましたので、その点についてお伺いしますが、学校等でもし集団感染が発生した場合、どうしたら学校、学級閉鎖をするのか、基準あたりはどのようになっているのか、

お伺いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

田中教育次長。

○教育次長（田中敏男君）

学校等で集団感染した場合に、学級閉鎖の基準ということでお尋ねでございますけれども、まず、臨時休業等の基準でございますけれども、鹿島市教育委員会では、学級閉鎖等につきましては、同一学級内で新型インフルエンザの発症が10から15%確認された場合は、学級規模等を勘案しまして、それと、学校医に相談をした上で判断をするということにいたしております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

今、手順等あたりは言われて、同一学級で10%から15%ということも言われましたし、しかも学校医の判断の上ですということも言われました。それは十分承知しました。

新学期が今スタートしています。その中で、今テレビ等でもいろいろ騒がれているのは、新型インフルエンザで特に死亡されている方は基礎疾患、それから、いろいろ病気を持っておられる方、そういう方が亡くなられたケースが今報道されていますけど、その点、学校等においても基礎疾患等を持っている子供さんもおられると思います。その点の実態調査なんかはされているんですか。

○議長（橋爪 敏君）

田中教育次長。

○教育次長（田中敏男君）

基礎疾患を持っている子供の実態調査はされているかということでございますけれども、これは毎年4月に、全児童・生徒の保健調査及び保健調査をもとに行う校医検診で把握をしております。

今回の新型インフルエンザにつきましては、議員おっしゃるとおり基礎疾患ですね、いわゆる慢性呼吸器疾患や慢性心疾患等の基礎疾患を有する方がリスクが大きいということも言われています。そういった方につきましては把握をしておりますので、学校内での健康状態の把握に努めております。また、基礎疾患を有する児童・生徒の保護者には、子供にインフルエンザ様の症状がある場合は早急に医療機関に受診をしてもらうようお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

はい、わかりました。

次に、一番身近な、一番大事な点だと思いますけれども、保育所や放課後児童クラブ等の対応について、一番身近な保育サービスの件ですが、医療従事者や母子家庭等の家庭における保育の確保については、もしものときはどのようにされているのか、この点についてお伺いします。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

水頭議員の御質問にお答えしたいと思います。

保育所、放課後児童クラブ等の対応についてということでお答えいたしたいと思います。

去る9月4日の午前中でしたけれども、月に1回、市内の保育園の園長会が開催されております。9月は4日の午前中に行われて、新型インフルエンザへの対応ということでも議題に上がって協議がなされたところがございます。その中では、基本的には臨時休園はしない方向でということで協議がなされております。それと、その日の午後から市内のインフルエンザへの対応の会議、市長を含めての会議ですけれども、この中でも保育所、放課後児童クラブ等についてどういうふうにしていくのかということで協議をいたしまして、市のほうはみどり園を持っていますので、基本的にはみどり園のことということですが、臨時休園の措置はとらない方向で行くということで決まったところがございます。

今後につきましては、保育園長会といたしましても、できるだけ統一した対応をとっていききたいということで伺っておるところでございます。また、その一環といたしまして、新型インフルエンザへの対応についての統一したチラシを作成して、市内の全保育園の保護者あてに配布をするということになっております。基本的にですと、不測の事態等については、その状況によって検討がなされるものというふうに思っております。

それと、放課後児童クラブにつきましてですけれども、これも同じ市内会議においてどういうふうにするかということで検討がなされ、学校の対応に基本的には準じるということになりましたので、今後は教育委員会との連携を密にしながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

基本的には臨時休園はしない方向ということで言われました。これは大変難しい問題じゃ

ないかと思えます。というのは、共働きの世帯とか、要するに母子家庭、父子家庭、そういう方がおられるわけで、かなりここでやっぱり会社は休めないということですね。

今言われた休園の問題についても、昨日だったですか、新聞上でも、もう読まれたと思うんですけど、その中で載っています。かなり厳しいことですが、各自治体でいろいろな意見が分かれておると思えます。ここに載っているのを紹介してみますけど、「白石町は2日、保育園長会で「感染者が2人以上でかつ10%超確認された場合はクラスを閉鎖」という基準を提案した。「統一した指針を示した方が保護者に理解を得やすい」と賛同の声の一方で、「共働き世帯もあり、理解を得られるか」などという不安の声も。」と、こういうのも載っています。また伊万里市の場合には、「「流行時は1週間休園」の方針だが、医療従事者や「どうしても仕事を休めない」保護者に対応するため、緊急保育を実施する方針。」と、こういうこともいろいろ、鳥栖市の例とか載っていますが、この新聞報道を見られて、どのように思われますか。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

御質問にお答えいたします。

多分、今の新聞報道は9月3日の佐賀新聞の記事じゃなかったかと思えます。私も見ました。まだそのときには、うちのほうとしてどういうふうにしようかなといろいろ思案中で、先ほど言いましたように、4日の日にうちの庁内会議で対応をどうするということが決まったところでございます。ですから、うちのほうも、各市町の状況を注視しながら、みどり園等とも協議をしながら検討をしていた段階で、今の他市町の状況をどう思われるかという御質問については、基本的にはほかほか、うちはうちというようなことで考えたいとは思いますが、参考は参考としてすべきところはしたいというふうなことで感じたところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

次に移りたいと思えます。

今回の新型インフルエンザの海外の事例では、高血圧や糖尿病など疾患を持っている場合、感染すると重症化すると言われております。糖尿病の場合、血糖値が高くなると、免疫機能をつかさどる白血球の働きが悪くなり、季節性のインフルエンザでも、健康な人に比べ死に至る危険性が1.5倍高いという研究もあります。WHOや厚生労働省は、人工透析患者や、糖尿病や、ぜんそくなどの持病のある人、妊婦、乳幼児は感染すると重症化するとも言われておりますが、このことを踏まえ、情報収集と重症化へのリスクのある人への対応策をお聞

かせください。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

それでは、いわゆるハイリスクの患者の方への対応ということでの御質問だというふうに思いますので、お答えをいたします。

まず、慢性的な基礎疾患を持っておられる方は、行きつけの医療機関があります。基本的には、その行きつけの医療機関の指導ということになります。ただし、ずうっと重症化が進んでいく場合が考えられますので、その場合、この患者はこの病院からどこの病院へ移送、転院をするとか、そういったネットワークの構築がまず急務であります。このことにつきましては、今、医療機関で部会をつくっておられて、そういった全県的なネットワークを構築中というふうにお聞きをいたしております。

それと、10月の末からワクチンが接種可能になって、そういった慢性疾患のある方へは優先的にワクチンを接種すると、そういうふうな指針がつくっております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

わかりました。

次に行きます。

世界保健機構は、新型インフルエンザのウイルスが変異を起こし、今後一、二年間は世界じゅうに広がり、感染終息までには3年から4年かかるとの見解も発表しています。1918年のスペイン風邪のときも2波、3波と続き、日本は翌年の3波目で多くの死亡者を出しています。今後、発生が予測される毒性の強いと言われる鳥インフルエンザへの対応について伺います。

○議長（橋爪 敏君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

私からは鳥インフルエンザの対応についてお答えをいたします。

鳥インフルエンザが発生した場合は、基本的には、まず県の機関であります西部家畜保健衛生所の指導によりまして対策を講じることとなります。それを受けまして鹿島市でも市内で発生したときに備え、鳥インフルエンザ対策本部を設置しております。その組織でございますけれども、市長を本部長に、情報収集班を初め10の対応班を組織いたしております。職員53名を配置いたしております。

そして、万が一鳥インフルエンザが発生をした場合は、県の対策本部との連携をとりながら発生農場の隔離と鶏の卵の移動制限、発生農場での鶏の監視や殺処分の方針決定などの防疫作業を実施することとなります。

また、鳥インフルエンザの発生予防といたしましては、鶏卵農家へは病気の鶏がいないかどうかの調査、それと野鳥の鶏舎侵入防止対策及び消毒の徹底のお願いや、石灰の配布を行っているところでございます。

さらに、市民の方へは、発生のおそれの高い冬場にチラシで鳥インフルエンザの注意喚起を促しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

この件に関しては、チラシ等で再度またインフルエンザの注意喚起をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

さっきの質問と重複するかもしれませんが、再度お尋ねしたいと思いますけど、タミフルやリレンザの件について、この抗インフルエンザ薬をいかに迅速に、かつ必要などころに的確に供給するかの具体的な検討も必要じゃないかと考えております。備蓄状況と、その供給体制及び供給の優先順位はどのようになっているのか、その点についてをお伺いします。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

先ほど議員が述べられましたように、タミフルとか従来の薬品が今度の新型インフルエンザには有効であるということになっています。佐賀県の場合で申しますと、人口86万人のうち50%、大体43万人分の備蓄があるというふうになっています。これは必要に応じ、佐賀県から医療機関へ供給されるというふうになっています。優先順位というのは、特にこの場合は医師会のほうとの協議で配布先を決められているというふうになっております。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

はい、わかりました。

次に、最後に行きます。

今一番言われているビジネスコンティニューイティプラン、いわゆるBCPについて質問していきたいと思っております。

BCPは、非常事態の発生時に企業や自治体が重要業務をできるだけ中断せずに継続させるための計画であります。パンデミック時における本市の業務体制はどのようになっているでしょうか。適切な情報発信や啓発などで市民に安心していただくことが重要と考えますが、その点についてお伺いします。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

新型インフルエンザによるパンデミック時における鹿島市の業務体制についての御質問にお答えいたします。

まず、パンデミック時における鹿島市の業務体制を準備するための基本的な考え方を申し上げたいと思います。それは、基本的に考えたのは、市民の皆様の生活に直結する業務、それと市民の皆様の命にかかわる業務、市民の皆様にとって重要となる窓口業務、そして、市の新型インフルエンザ対策の中心となる部署、例えば、水の供給、ごみ収集、それとか生活保護の担当者、それから、情報発信の担当などになるわけですが、そのような業務を継続していく体制を考えておくことが重要であると思っています。

そこで、まず初めに、どのような状況になろうとも、市として特に業務を継続していかなければならない業務の洗い出しを行いました。そのときに、特に継続しなければならない業務に従事する職員の名簿の作成を行っております。その名簿は、ちょっと同じ表現なんです、特に継続しなければならない業務に以前配置したことのある職員、要するに、それらの業務経験のある職員を継続の必要な業務ごとにリストアップをするということにしています。

また、給食センターやみどり園には、職員が感染した場合などに備えて、職員の代替として来ていただく調理員さんや保育士さんのリストアップ作業を行っているところでございます。それとともに、先週、市長のほうから指示があったのですが、市を退職された職員に、パンデミック時など市職員が不足した場合などに応援していただけないかのお願いをしているところでございます。退職された方の力をおかりして非常事態に対応したいということも考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

時間がありませんので、次に進んでいきたいと思っております。

介護事業についてお伺いいたします。

先ほど御答弁をいただいて、アンケートの結果についてはいろいろと答弁をいただきました。そこで、いろいろ言われている中で、保険料が高いとか、利用料が高いとか、それから

施設入所者の待機期間が長いとか、そういうものがアンケートの中でも出てきていると思います。そういう中で、従来より軽度に見られてしまうケースもあり、また介護報酬が引き上げられたが、それが介護労働者の待遇改善につながっていないようにも思えます。

団塊の世代が平成26年には鹿島市でも約3人に1人ぐらい見込まれており、全国平均よりも速い速度で高齢化が進んでいます。このように高齢期を迎えた介護保険制度の役割はますます高まっております。サービスの低下や家族への負担がふえ、いろいろな事件も起きているのが現状であります。このような現状についてどのような問題意識を持っておられるのか、お伺いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

お答えいたします。

まず最初に触れられました介護報酬問題ですけど、確かに理論上は、数字上は引き上げられました。その引き上げの恩恵を受けるためには、やっぱりスタッフのいろいろな一定の要件があって、なかなか現場に行き届いていないというのが現状と聞いております。やっぱり介護現場の職員さんの絶対的なマンパワーの不足ということですね、そういったところで問題があるというふうに思っています。

それで、問題意識としてどういったことがあるかといいますと、12年に介護保険が始まって9年になりますけど、やっぱり介護保険の趣旨と現場のニーズ、市民のニーズには大きなずれがあります。というのは、介護保険は基本的には在宅での対応を進めるための介護保険制度であります。しかしながら、市民の方のニーズは、やはり入所施設の充実ですね、入所するところの充実を望む声が圧倒的であって、重度の認定を望まれる傾向があります。

そういったことで、介護保険の趣旨は在宅の介護ということであったんですが、それに制度とか施設が追いついていない、まだ市民の方のニーズがどうしても入所が中心になるということですね。その辺のギャップですね、この辺のところでは我々も非常に悩んでいるところでございます。この辺がちょっと一番大きな問題かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

さまざまなニーズが中心で、そのところのいろいろな面でギャップがあるということではなりました。

昨日、ちょうどテレビを見ていましたら、この介護保険制度のことについて、職員の方も見られたと思いますけれども、これから平成26年、団塊の世代が今から高齢化を迎えたとき

にはかなりの介護波といいますか、介護者がふえてくるということで、そのことで介護報酬が厳しくてやめられる方が多くなっているということも今テレビ等でも放映があつておりました。なかなか難しい問題ではあります。4月から20千円上がったけれども、それが介護従事者に届かないという、それは今、課長が言われた、そういう理由でなかなか行き届かないという面もあることは事実であります。

そこで、さっきも申しましたとおり、いろいろとこれからピーク時にはかなり今から高齢期を迎えて多くなってきます。いろいろギャップはあると思いますけど、その中で、じゃ、この政策の中で施設入所者での待機数ということで調査をしているいろいろおわかりと思うんですけど、その中で、この待機者数はどのようになっているのか。また、今後どのように解消をされていくのか、この点についてお伺いします。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

これもやっぱり先ほど申しましたように、市民のニーズということで、まず老人福祉施設ですが、これは定員が107名ですね、これは意味をどうとらえるかは若干、とらえ方にもよりますが、一応、老人福祉施設への入所を希望しておられる方は、今定員107名、待機としては149名の方が待機ということになっています。

今度は保健施設、老健施設のほうですけど、これは80名の定員に対し、35人の待機者ということに、そういうふうな数字で報告をいただいております。これも先ほどの計画の中では増床は見込めません。これはあくまでも介護保険の措置が在宅重視ということで、今のところの計画では鹿島市の場合は増床が見込めない状況です。これは国の施策が大きく変わらなないと、在宅重視プラス入所施設の充実、そういった方向が打ち出されないと、なかなかこの辺は難しいかと思えます。ただ、やはり施設の建設、維持には相当な経費がかかります。そういったことも含めた意味での介護保険ということですよ。私たちがジレンマに陥って非常に苦しいところではあります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

今現在の待機者数ですね、老人福祉施設については149名ということをおっしゃいました。これからふえていく中で、ニーズとのギャップが余りにも大き過ぎて、この中でこれからどうなっていくのだろうか。要するに、今言われた在宅重視プラスの施設の充実ということで、大変厳しい問題がそこには出てくるんじゃないかと思えます。財政的にもまた厳しい、かなりの投資が要するというので、これも理解しておりますけど、このことに関しては県あたり

にも要望していただいて、幾らかでも解消できるように対策をよろしく願いしておきます。

次に、生活圏内における地域密着型サービスの充実を図る観点から、施設の地域的偏在という現状をどのように認識されているのか、また今後の方向性もあわせてお考えをお聞かせください。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

この件につきまして御質問の通告をいただきまして、鹿島市の中にありますいろいろな施設を一覧表でまとめてみました。そうすると、入所施設以外はかなり施設としては充実していると思います。また、デイサービス、ショートステイですね、そのあたりのところは非常に充実しているところであり、地域密着型の施設も充実しておりますので、鹿島市の規模でも偏在はないものと認識をしております。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

高齢者が住みなれた生活圏でサービスの提供が受けられるように、今後ともより一層の充実をよろしく願いしておきます。

次に、認定状況についてお尋ねします。

要介護、要支援認定申請件数の状況はどのようになっているのか。国は4月からの介護認定方法の見直しに伴い、これらの検証期間中において経過措置を実施することとあります。いずれも、利用者との思いと認定結果に隔たりがあるようです。認定への適正な実施について、課題をどのように把握されているのかお聞かせください。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

まず、要支援、要介護の認定ということでお尋ねです。

鹿島市は、65歳以上の高齢者数が今度の7月末で8,083名、そのうち要支援、要介護の認定を受けていると言われる方が1,381名、17.0%ということになっています。そういった状況で認定がなされています。

昨日も松尾議員より御質問がありました。ことしの3月末、4月からですけど、認定部分を若干見直されて、結果として若干、認定の非該当の人が全国的にはやっぱり5%ぐらいふえたという、そういった状況があって、結果的にはハードルが高くなったという状況がございます。

この見直しの趣旨は、まず認定のばらつきをなくす、それと認定を円滑にする、そういっ

た趣旨で見直されたものでございます。当然、これにより従来の要支援、要介護分の重度が下がった方がいらっしゃいます。今までのサービスを受けられなくなるという、そういったことが発生しますので、これに対しては本人の申請があれば4月から9月までは従来の認定のサービスを受けられるという暫定措置が講じられたことというふうになっております。

今度また10月1日をもって認定方法の見直しがございます。詳しいことがまだよくわかりませんが、今手元の資料によりますと、認定の調査項目はそのままですが、若干緩くなったかなど。逆に言えば、重度の認定になりやすいように、若干そっちのほうに見直されたというふうなことが情報として入っております。これはまた認定方法の詳細がわかった時点で、鹿島市としても検討を行いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

ばらつきをなくすとか、そういう面で、今言われた、要するに、申請をすれば従前のサービスが受けられるということで御答弁をいただきましたが、10月1日よりいよいよまた最後に認定をいろいろ見直されて変わってくるということですが、今の課長の答弁では少しぐらいいいほうに変わったかなという思いもします。余りハードルが高くないように、そういう面で期待をしておきますので、よろしくをお願いします。

次に、介護予防事業についてお伺いします。

介護予防事業は、要支援や要介護状態になることを予防し、また進行を緩和する観点から推進されていますが、介護予防特定高齢者施策は、介護予防の入り口の取り組みとしてさらに効果が期待されております。国の指針を踏まえ、本市の目標と今後の取り組みの方針についてお伺いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

まず、この点につきましては、昨日もちょっと御質問の中でございましたように、鹿島市の高齢者保健福祉計画というのがことしの3月に策定をしておりますので、その指針にのってやっていくところでございます。ここはやっぱり、認知症も含めて予防に徹するということがまずあります。予防教室とか運動機能向上教室、あるいは包括支援センターへの訪問による指導、そういったものに重点を置いております。また、老人クラブとか社会福祉協議会と連携をいたしまして、いろいろな事業を展開してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

サービスの一層の充実も図っていただくことを要望しておきます。

次に、日常生活圏内における相談支援拠点やサービス提供拠点など地域支援体制への整備が求められております。地域包括支援センターは、介護保険事業並びに地域支援事業など、さまざまなサービスを通して高齢者福祉に係る多面的事業を展開されていますが、利用したことがある方がどれくらいなのか、知っている人がどれくらいなのか、これらに対する周知はどのようにされているのか、お伺いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

まず、本市の包括支援センターでございますが、全部で10名で構成をしております。職員4名、そのうち保健師を2名、派遣等で6名、そういったことで構成をしております。

年間の利用の状況ですが、ケアプランの作成、これは要支援1、2の人ですよね。毎月大体270件程度、それと介護の申請相談が年間112件、これは20年度ですね。訪問相談が年間700件、窓口電話相談等が年間410件、そういったことで対応をしております。

PR不足ではないかという、そういった御指摘もございますので、どこに相談したらいいかということで、そういったことにつきましては、折り込みチラシ等を年間2回配布しております。また、民生委員さんなんかを通じまして情報の提供なんかも、そういったことを行っております。市民の皆さんにとって一番身近なところは、この包括支援センターです。そういったことで、若干PR不足な点もあるかもわかりませんので、なるべくそういったことに対しては相談窓口をオープンにしてサービスの充実を図ってまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

時間がないので、最後に行きたいと思います。

経済、雇用についてお伺いしたいと思います。

先ほどいろいろと答弁いただきましたが、要するに、そこで完全失業者数ですね、これが359万人と先ほど言いましたけれども、この勤め先の都合の失業が男性を中心に膨らんでいる。ほかにも就職できない新学卒者もふえています。市長は、一段と厳しくなった雇用環境について、有効求人倍率の急落の要因など、どのように認識されているのか。また、就職

できない新学卒者はどれくらいと把握されているのか。さらに、本市の緊急雇用創出事業における事業別新規雇用数と成果についてお聞かせください。

○議長（橋爪 敏君）

松浦商工観光課長。

○商工観光課長（松浦 勉君）

有効求人倍率の急落と、その要因等はどうなのかということでお答えしたいと思います。

昨今のハローワークでの求人倍率の推移ですけれども、昨年12月の0.56倍をピークに、ことし6月には0.33倍と落ち込んだ状況がございます。ことし7月には0.37%とわずかではありますが、持ち直し傾向があるようですけれども、まだまだ厳しい状況だと言われている状況です。

その要因ということですが、ことし8月に、市内の主要企業の雇用状況の調査を行ってきたところです。それによりますと、平成20年4月と今回の平成21年8月を比べましても、相対的な雇用人数等は変わっていない状況にあります。しかしながら、市、あるいは県の中小企業の融資件数等は増加しており、確かに厳しい企業も多くあるんじゃないかというふうな認識はしているところです。

次に、就職できない新学卒者はどれくらいなのかということですが、これもハローワーク鹿島のほうに問い合わせましたところ、昨年の管内の高卒の就職率は98%と非常に高い状況にありましたが、今年度については、まだ就職の解禁といいますか、そういうのがなされていない状況で、数値等については申しわけありませんが公表できませんということでした。しかしながら、こういう経済状況の中で厳しい状況になるのではないかというふうな判断予測もされているところです。

続きまして、本市が取り組んでおります緊急雇用再生基金事業における採用状況等について報告したいと思います。

まず、ふるさと雇用ですけれど、これは3年以内の雇用の事業ですけれども、19名の採用予定に対しまして現在15名の採用が済んでおります。残り4名につきましては10月以降に採用予定であります。

さらに、緊急雇用創出事業につきまして、これは6カ月以内の事業でありますけれど、78名の採用予定に対し59名が採用済みであります。残りの19名については10月から11月にかけて採用予定であります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

いずれにしても、かなり厳しいということをお聞きいたしました。特に一番、高卒の就

職率等が管内でのことが今言われましたけど、昨年は98.8%やったが、ことしはわからないと言われましたが、かなり厳しい状況になるかもしれないという予測はできているわけですね。だから、かなりこの点は、若い人がやっぱり就職ができないというのは厳しい現状ではないかと思えます。

それから、今一番相談があっているのは、働くところがないと、とにかく何かないですかという相談ばかり、今受け入れの現状でございます。なかなか右から左へとありますよと言われるような状況ではありません。雇用の創出が一番大事なものではないかと思えます。

そこで、次に、産業振興の取り組みについて、地場産業の振興、新事業の創出、また企業誘致が考えられます。人口減少に歯どめをかけるにも、やはり若い人の働く場を確保していかなければならないのが課題ではないかと思えます。今回の緊急雇用はいろんな事業もございしますが、やはり安定雇用というか、永続的な雇用創出につながるような取り組みというのが最も大事であると考えます。この永続的な雇用創出について、どのような取り組みをなされるのかお伺いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

松浦商工観光課長。

○商工観光課長（松浦 勉君）

永続的な雇用の創出等についてお答えしたいと思います。

従来より企業誘致につきましては、重点施策の一つとして積極的な取り組みをしてまいりました。最近では、平成17年の株式会社NKフーズ、平成18年のJAビバレッジ佐賀、平成20年の旭九州、さらに今回のICR等の進出によりまして、約280名の雇用の増加が図られてきたところです。今後も、企業誘致等につきましては重要施策と位置づけ、取り組んでいかなければならない課題であるというふうに考えております。

また、いろんな若い人たちの自立支援ということで、雇用能力開発機構佐賀センター等でも自立支援セミナー等が開催される計画であります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

時間もありませんので、急いでいきたいと思えます。

先ほど言われましたとおり新たな企業進出もあっているようですが、まだまだ働く場というのはつくっていかなければならないというふうに思っております。地球温暖化の問題、省エネルギー対策とさまざまな取り組みもなされていくと思えます。エネルギー分野、農林水産業分野、またほかにもさまざまな分野があると思えます。自然エネルギーを利用した太陽光発電などへの活用が勢いを増しているところではありますが、その大きな一例が、オバマ大

統領のグリーン・ニューディールに象徴されています。こうした世界の流れが今後、温暖化に対する取り組みとして私たちの身近な生活や経済にどのような影響や変化をもたらすとお考えなのか、市長の所信をお伺いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

松浦商工観光課長。

○商工観光課長（松浦 勉君）

温暖化対策等、あるいはエネルギー対策についてどのように取り組みをなされるかということでございますけれども、これは昨今、温暖化対策等について、CO₂削減等の国のほうでもいろんな対策をされております。

○議長（橋爪 敏君）

答弁は簡明にお願いします。

○商工観光課長（松浦 勉君）続

これにつきましては周知のとおり、国務負担増につながるか、今後のいろんな課題が住民に対する影響も大きいんじゃないかというふうに判断しております。

○議長（橋爪 敏君）

以上で9番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時30分から再開をいたします。

午前11時21分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、1番議員松田義太君。

○1番（松田義太君）

1番議員の松田義太でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

今回、私は1点目に新型インフルエンザについて、2点目に政権交代への対応と今後の地方行政について、特に新政権に何を期待し、何が懸念されるのかという内容でお伺いをいたします。

私は、3月の定例会、6月の定例会に続いて鹿島市の危機管理の一環として、新型インフルエンザ対策を取り上げ、質問をいたします。

最初にお断りをしておきますが、先ほど水頭議員からも新型インフルエンザに関する質問があり、重複する点、また、既にマスコミ報道等で公になっていることも確認の意味や市民の皆さんにお知らせする意味で質問をいたしますので、よろしくお伺いいたします。

さて、報道等によれば、全国で8月末の1週間に学校や医療施設で発生した集団感染件数が前の週の約1.5倍、1,330件に上っており、自治体側から臨時休校、休業などの要請を受け、

実施に踏み切った学校や社会福祉施設は299件で、前の週の約2.2倍になり、特に子供の感染が広がりやすい傾向にあると言われております。

日本では、今日までほかの国に比べて発病者が早期に発見され、治療を受けることができ、タミフルなどの治療薬も発病発見後に早期に処方され、これが重傷者の少ないことにつながっていると言われております。しかし、本格的に流行し、患者が大量に発生すれば、医療機関へのアクセスが悪くなり、早期に受診、治療を受けることができなくなる心配が予想されます。大流行時に医療サービスの提供が継続できるかは今後の大きな課題であります。そこで、前回の質問でも述べましたが、新型インフルエンザの10月以降に予想される第2波に対して、鹿島市の対応は住民への情報提供、相談体制の確保など予防対策の事前の備え、また県、地元医師会との連携、医療供給体制の確保など、鹿島市の対策全般について、まず3点をお伺いいたします。

まず1点目ですが、新型インフルエンザについて、おさらいの意味でこれまでの経過、推移、流行の現状についてお伺いをいたします。また、今後の見通しなどについて、情報などありましたらお知らせいただきたいと思っております。

2点目に、流行の対応について、感染予防対策はどのような具体的な対策を検討しているのか。また、感染者発生の場合、先ほど水頭議員のほうから学校、保育所などの施設運営はありましたが、鹿島市町内、さらに鹿島市における諸行事に対しての基準、対応をどう考えているのか。また、水道、下水道、ごみ収集など、ライフラインの維持について、どのような具体的な対策を検討しているのか。

3点目に、残された時間は少ない中で、万全の医療供給体制を構築しなければならないと思っております。10月に予想される第2波に対して、今後の課題と対策について、具体的に答弁していただきたいと思っております。

次に、質問の大きな2項目めである、さきの総選挙で民主党の圧勝に伴う政権交代への対応と今後の地方行政について質問をいたします。

民主党が新政権発足に向けた準備を進める中、佐賀県及び県内市町では政策転換に備えた対応が迫られております。国の来年度予算概算要求見直し、自公政権が実施してきた基金事業の凍結など、凍結対象や新制度の具体像が見えない困惑も広がり、来年度予算の編成作業のおくれも心配をされております。

そこで、まず政策転換への対応について、3点質問をいたします。

まず1点目ですが、福祉の分野で民主党のマニフェストに明記されている後期高齢者医療制度の廃止、また、障害者政策においての障害者自立支援法の廃止が打ち出され、正式名称ではありませんが、障害者総合福祉法の制定を目指すとされています。それぞれ地方行政についてどのような影響があるのかをお尋ねいたします。

2点目ですが、公共事業の大幅な見直しの方針が示され、無駄な事業と位置づけられた事

業は、中止または先延ばし、予算の減額など避けられない状況下にあります。当市においても有明海沿岸道路の早期完成、また、きのう市長答弁にもありましたが、佐賀県中長期道路整備計画での走行性の高い鹿島武雄道路の整備など、最重要課題であります。これらの事業への影響も必至であると考えられます。将来の鹿島市にとって生命線とも言えるこれらの道路整備計画について、無駄な事業と位置づけられないための方策や動きが必要ではないかと思いますが、いかがお考えになりますでしょうか。

3点目に、民主党のマニフェストで、ひもつき補助金の廃止、自治体が使途を決められる一括交付金の創設など、地方の自主財源に転換すると言われておりますが、地方交付税を含めた上で、当市の財政運営上、どのような影響があるのかをお伺いしたいと思います。

以上で第1回目の総括的な質問といたします。質問項目のその他の部分につきましては、現在の取り組み状況、基本的な考えを1回目の答弁でお聞きした上で、一問一答でお伺いをしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

それでは、まず私のほうが所掌いたします内容につきまして御答弁をいたします。

まず、新型インフルエンザ問題です。今までの推移ということと今からの見通しということですね。要点を絞って御説明をいたしたいと思います。

まず、4月24日にメキシコで初めて新型インフルエンザの発症例があつて、死亡例の報告もされております。5月に入りまして、16日に日本国内では初めて発症者、空港での機内検疫を除いて発症者が確認されています。5月25日に初めて福岡市のほうで確認をされて、私たちの身近にも迫ってきたという状況で、6月12日にWHOは警戒レベルをフェーズ6に上げ、世界的大流行、いわゆるパンデミックに入ったというふうになっております。

6月16日は隣県長崎県でも発生をし、佐賀県では6月27日に初めての感染確認がなされております。これを受けまして、佐賀県でも本格的な流行が始まりまして、6月27日から7月21日まで、合計21例の発症例が確認をされたところでございます。この後、先ほど水頭議員の中でもありましたように、7月21日に発熱外来の診療をここでやめて、一般医療機関への受診に移行をいたしました。発熱コールセンターも平日のみということで、それと遺伝子検査も集団発生のみに行うということになっております。

8月3日に佐賀県内で初めての集団感染が確認をされております。小城市三日月町の中学校でございます。この集団発生が確認して、今までのところ佐賀県内では全部で9月4日までに集団発生が40件、発症者数217人ということで、昨日までの確認がされているところでございます。鹿島市内におきましても、8月4日、8月6日、8月31日で中学校等で集団感染が発生をしたところでございます。そういった流れで今推移をしてきたところでございま

す。

この間の鹿島市の対応等につきましては、先ほど水頭議員のところの説明をしましたので、省略いたします。

今後の見通しということで御質問ですが、2波がいつ来るかということなんですが、ある意味では現在が第2波の入り口に入ったかなというふうに認識できるんじゃないかなというふうに思います。厚生労働省などの情報等を総合いたしますと、今回の2波のピークは10月上旬には来るだろうということで予想がされております。大体このときに罹患者が80万人ぐらいになるだろうということです。今の対策というのは、この流行の山ですね、10月の山をいかに予防策で低く抑えるか、そこが中心になっています。この山は10月下旬に予防ワクチンの接種が始まりますので、ここをいかに山を抑えて予防ワクチンの接種につなげていくかということになります。予防ワクチンを接種して、大体免疫ができるまでには2カ月かかりますので、この流れでいきますと、12月上旬には終息をするだろうということです。順調にワクチンの接種が進めば、2波の山は12月上旬には終息をするだろうというふうな、そういった見込みが立ててあります。

それと、2点目の質問では、私のほうからは、諸行事に対しての基準、担当ということでありましたので、これにお答えいたします。

基本的には、イベント等の行事は開催自粛は求めないというのが基本的な姿勢でございます。これは先ほどもありましたように、インフルエンザが従来の季節性のインフルエンザと余り毒性が変わらないということでですね。鹿島ガタリンピックの開催の折も、やっぱり主催者の責任で対応策を講じてもらって、開催をお願いするということが自粛は求めないということになっています。ただし、いろいろ、例えば消毒液等が不足するとか、今なかなか消毒液等が店にもありません。そういうことで、必要であれば私たちのほうの備蓄のほうから応援を行うという、そういった体制はとっていききたいというふうに思っております。

最後の3つ目の医療体制の構築と今後の課題ということですが、議員言われますように、今の最重点課題は予防とともに医療体制をどうするかということが非常に緊急課題でございます。この医療体制につきましては、医師会を中心とする医療部会が開催をされております。今、医療部会のほうでは主にハイリスクの慢性的な持病を持った方、そういった方の対応をどうするか、また、一般診療が流行時には非常に一気に集中しますので、どこの病院がどういった対応ができるか、そういったものを医師会でも調査をやってもらっているところでございます。

やっぱり今後の課題としては、予防ワクチンが接種ができるまで、この10月に予想されるピークの山をいかに低く抑えられるか、ここが大きなポイントではないかというふうに認識をしております。

大きな質問の2項目めに、今度の政権交代で民主党のマニフェストに明記されている医療

制度の改革等についてどういった影響を考えることができるかについてお答えをいたします。

マニフェストによりますと、特に私どもの所管では、後期高齢者医療制度とその関連法案は廃止をするというふうになっています。文脈から読み取りますと、廃止をして、75歳以上の方が今後期高齢者になるわけですが、これを国民健康保険のほうへ編入をするというふうになっています。そういったことで、国保が負担増になる分は国が補てんをする、段階的には今いろいろな国保、それから後期高齢者医療、あと民間の被用者保険とございます。これを最終的には一元的に統合したいということになっています。

主な影響点が、やはりこれは財源の問題です。この保険の統合というのは、国と県、市、それと被保険者ですね、この4つの関係が中心になりますが、もう1つはやっぱり被用者保険ですね。民間の保険との関係が非常に大事になります。この件につきましては、それにこの後期高齢を廃止した場合、今被用者保険からも後期高齢にはかなりのお金をもらっております。ここがですね、被用者保険が対応できるか、その辺のところが一番、私たちとしては制度上、心配をしているところでございます。

後期高齢はいろいろ問題もございますが、事務を扱う者としましては、案外よくできた制度だというふうに思っています。やはりそこで若干PR不足とか、そういった面で非常に対応には苦慮している部分がございますが、まだ明確ではございませんが、主にこれを廃止した場合の財政負担というのが一番大きな影響を受けるんじゃないかというふうに思っております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

松田議員、庁内の対策ということでの御質問と理解してよろしいでしょうか。

そしたら、私のほから庁内の対策についてお答えいたします。

この新型インフルエンザの蔓延への対策は、スペイン風邪以来のことということで、私たちの時代が経験したことのないものと言えると考えています。表現は悪いかもしれませんが、また大げさな言い方かもしれませんが、市職員にとっては市職員の使命が試されている事態だと考えています。また、語弊があるかもしれませんが、市職員が感染するのはやむを得ない状況でもあると思います。ですが、市職員が感染した後、それを市民に感染させてはならないという考え方のもとでいます。特に子供たちや感染すると命を脅かされる危険のある人、いわゆるハイリスクの人たちに感染させないようにどうしたらいいか、鹿島市職員としてできる限りのことはやらなきゃいけないということでいろいろと考えております。そこで、業務体制につきましては、先ほど水頭議員にお答えしたとおりでございますので、省略させていただきます。

そこで、職員に対して、第1回目の通知、職員のインフルエンザ対策の徹底についてという形で通知を出しております。その中で、まず報告義務、身近で新型インフルエンザに関する情報を得たときは、どんなささいなことでも所属長に報告するという形、まあもう少しいろいろ書いていますけど、そういう報告義務を課しております。それから、2番目に体温観測です。これは9月1日より1日に2回、出勤前と退庁時前に2回体温観測を行って、体温観測表にその体温を記入してもらうようにしております。そのときに37度5分以上あった場合についての対応というのを決めております。その体温観測を職員に指示をいたしております。先ほど言いましたように、37度5分以上あった場合はどうするかとか、未満の場合であっても、例があったようですが、小学校2年生だったと思いますけれど、体調がおかしいと、熱はなかったと、でも体調がおかしい、頭が痛い、何か倦怠感があるということで、2日間自宅にいたと。ただ、病院に行ったら普通の風邪だと言われたと。ただ、その翌日行ったら、新型インフルエンザだということがあったという事例があったようです。そのことから、熱がなくても、37度5分未満であっても、熱とかせきとか頭痛とか倦怠感、筋肉痛、そういうことがあれば病院にかかるようにというような形の指示も、お願いもしています。そのほか、同居者が新型インフルエンザに感染した場合とか消毒についてということで、登庁時、それから庁外業務から入庁時には必ず手洗い、うがいをしてから消毒液で手の消毒をしていただくようお願いをしております。

それが1回目の通知です。この後考えておりますのが、消毒液による、特にお客さんがお見えになるカウンターなど、それから機器類、これの消毒です、消毒液による消毒、それから庁用車の除菌です、これも消毒液でやりたいと思います。それから、これはやり過ぎだという意見もありましたが、酒席での杯のやりとりは市職員は禁止という形をとらせていただく予定でございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

松田議員の水道の対応についてのお尋ねでございますので、回答を申し上げます。

まず、基本的には水道水は供給を行うということが大前提でございます。このため、今現在、水道の主な業務でございますけれども、4つほどございます。水質環境の業務、これは次亜塩素酸等を混入したり、水質の検査を行う業務でございますけれども、これは引き続き行うということで思っております。

それから、2つ目が閉開栓の業務、これは新しく入ってこられる方とか、出ていかれる方もございますけれども、これにつきましては引き続き行いたいと思っております。

次が窓口での金銭等の受け取りでございますけれども、これにつきましては、蔓延期等に

つきましてはやはり窓口は停止をしたいということで思っております。

それと、あとは検針がございませけれども、これは一月の間に1週間程度かかりますけれども、これにつきましてはやはり引き続き業務として行いたいということで思っております。ただ、やはり水道課の職員も罹患することも考えられますので、そうした場合の対応としては、水道課を経験した在職者もしくは退職者等に応援等の対応をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

田中教育次長。

○教育次長（田中敏男君）

私のほうからは、感染者の発生の場合の学校の対応ということで答弁をさせていただきたいと思っております。それと、諸行事への対策ですね。

まず、基本的には学校関係では、まず予防をとにかく重点的にやろうというようなことで、それぞれ家庭での感染予防の取り組み、それから学校での感染予防の取り組み、それから後で触れますけれども、学校行事での感染予防の取り組みという大きな項目の中でそれぞれ具体的に対策等を取りながら、各小・中学校との連携等の指示もしっかりやっているところでございます。

それで、感染者の発生の場合の学校の対応でございますけれども、4点ほどございます。1番目ですけれども、児童・生徒が発症した場合、発症した本人さんは7日間を原則として出席停止をお願いするというようにしています。それから、同一集団、いわゆる学級とか部活等を指しますけれども、それから同一集団から7日間の間に2名以上発症した場合は保健福祉事務所へ連絡をするということにしております。それから、インフルエンザが発生した学級の児童・生徒は、いわゆる感染していない児童・生徒ですね、については健康観察を特に気をつけて行うということをしております。それから、家族が発症した場合には、児童・生徒の出席停止については、するかどうかはその都度状況によって判断をしていくということで、このようなことで決めております。

それから、諸行事ですね、学校行事での感染予防の取り組みとして、まず会場入り口には消毒剤を設置して利用を呼びかけるということが1つです。それから、2点目ですけれども、発熱とかせき等の症状のある方は参観を自粛していただくということを事前に呼びかけております。それから、行事等が室内等である場合は換気に心がけるということで、そういう対策を講じております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は1時から再開をいたします。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（橋爪 敏君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

1番議員の質問に対する執行部の答弁を求めます。峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

松田議員の1回目の御質問にお答えいたします。

感染者発生の場合の対応ということで、保育所などの運営施設ということでお答えしたいと思います。

保育所については、先般の水頭議員の質問でもお答えいたしておりましたとおり、基本的には休園の措置はとらないという方向でいくということでございます。

放課後児童クラブにつきましても、同じく水頭議員の御質問でお答えいたしましたとおり、学校の対応に準じていきたいということでございます。

また、うちのほうはあと2つ施設といいますか、を持っておりますので、その分についてもお答えしておきたいと思います。

1つは、すこやか教室でございます。すこやか教室につきましても、重症化するリスクが高いと思われますので、一人でも通園児とか、あと指導者にインフルエンザの感染者が出た場合は休園ということで考えております。

それと、子育て支援センターですけれども、ここで行っております月に2回ずつのよちよち、のびのび両サークルについてでございますけれども、参加者より感染報告が一つでもあれば、その時点でサークルを中止するというように考えております。

なお、自宅療養中の不安や対処方法等の電話相談には応じる考えでございます。

それと、大きい2番のほうでございますけれども、障害者自立支援法が廃止され、障害者総合福祉法の制定が考えられているが、影響はどれくらいあるのかという御質問についてでございます。

詳しいところはまだわかりませんが、民主党の政策集から申し上げますと、従来の対象者に加えて、発達障害、高次脳機能障害、難病、内部障害なども対象とすることや、福祉サービスの利用者負担を応能負担とすること、サービス支給決定制度の見直しなどを行う内容となっておりますが、さらに具体的な内容が出てこない、影響等がどれくらいあるかについては、現時点ではわからない状況でございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

松田議員の新政権になってからの期待と、それから不安と言われましたかね、課題ですかね、そういうものについてということですので、総括的にまず私がお答えしまして、あとの具体的なものについては部長なり課長、あるいは必要によっては私がお答えをしたいというふうに思います。

まず、昨日の御質問にお答えしましたように、新政権にはもちろん期待するところもあるし、また、大丈夫かなというところもこれはあります、正直言いましてですね。それで、期待するところは、昨日と重複しますが、まず官僚主導体制の打破、それから2番目に地方重視政策、それから3番目に無駄な公共事業はなくし、福祉・医療・介護を重視すると、こういうところに私は新政権に対して着目をし、そして期待もするところでもあります。

まず、1番目の官僚主導体制打破ということではありますが、これはジャーナリストの高野孟さんがこういうことを書いておられます。「今回の政権交代を単に自民党がだめ、だから、民主党にやらせてみよう程度に考えているとしたら、本質を見失うことになるだろう。少なくとも明治以来、100年余の官僚主導体制を打破する革命であるとの位置づけが必要である。民主党は要するに明治以来、100年余の中央集権国家を廃絶し、新たに地域主権国家を樹立しようしているのだ」と、こういうことを書いてありますが、私自身もこういうところはちゃんと透けて見えるというか、かいま見えるというふうに思っております。

前の片山鳥取県知事も、これは合併との絡みでも言っておられますが、これまでは自治体に権限移譲するには――地方分権ですね。自治体に権限移譲するには自治体が大きくならなければいけないと、こういう考えでやってきたと。それで合併を推進し、その上で地方に権限を移譲すると、これはセットであったわけですね。今は基礎的自治体が自立的に機能を強めるためのサポートをすると、こういうふうに言っておりますと、表現を変えておりますと。これは本来の地方分権、地方自治に近く、望ましい形ですと、この片山元知事さんが言っておられます。こういうように、官僚主導体制を打破し地方重視政策をするということは、非常に我々としても期待をするところでもあります。

それから、無駄な公共事業はなくし、福祉・医療・介護を重視していくということではありますが、主に御質問の趣旨は、無駄な公共事業をなくすということで、予算面での配分もそちらのほうの手薄くなっていくと。だから、地方にとって、あるいは特にこの鹿島市にとってどう考えているかということではありますが、御指摘のように、やっぱり公共事業を減らすと言っていますから減っていくでしょう。しかし、これは今に始まったことじゃないんですね。実は私調べてみました。平成15年と20年の比較をしてみますと、国は一般財源ベースで申し上げますと、公共事業に9兆3,588億円、9358あったとします、これが平成20年には6920になっているんですね、6兆9,000億円ですか。つまり、平成15年対比でいいますと、26%減、74%になっております。一方、佐賀県のほうは4,750億円ありました。これが現在は2,669億円、つまり44%減、平成15年度と比べますと56%になっているんですね。そういう

ことで、これは今に始まったことじゃない。自民・公明政権のときもこういうふうに五、六年で急激に減っております。これをさらにどれくらいまで減らせるかということだろうと思うんですね。

しかし、いずれにしろ、まず基本は無駄な公共事業はやらないと言っておりますから、我々のところの公共事業というのは無駄じゃないんですということを主張していかなければいけないということになります。例えば、申してみますと、今までのこの10年間で国は30兆円掛け10年、300兆円借金をふやしているんですね、この10年間だけでもですよ。300兆円借金をふやしている。結局、これは国の財政というのは、今や危機的状況ということはだれしもわかっているわけです。これは無駄な公共事業はなくす、あるいは抑制するということは当然やらなければいけないことです。これは何も今の今度政権をとった民主党を中心とする政権に限らず、今まで自民党が今度選挙で勝っていても、これはやっぱりやらなければいけないこと、こういうふうに思っております。そうしないと、国の財政は完全に破綻してしまうということになります。

こういう国の財政状況、あるいは国や県の、先ほど申しました公共事業に対する政策の打ち方、それから変遷ですかね、傾向、こういうものをやっぱり私たち市としては今後どういうふうになっていくかというのを十分見きわめておかにやいかんわけですね。決してふえはしないだろうと、少なくともですね。そういうことを私たちは直視をしておくことが必要だろうというふうに思います。

ただ、鹿島市の場合は投資事業にお約束しておりますように、毎年度今からも4億円ずつぐらいは一般財源ベースで投資ができる。あるいは、来年度ぐらいから今年度と比べますと80,000千円から1億円ぐらい公債費、つまり借金返済が減りまして、それぐらいの余裕は出てきます、80,000千円から1億円ぐらい。これを投資に回すか、福祉分野に回すか、あるいは急にこういうものに要るとかいう、そういうものに対応していくか、そういう財政的な状況もあります。ただ、言えますことは、今後も鹿島市の場合、国、県は減っていく傾向にあるけど、市の事業としては一般財源ベースで4億円ぐらいのペースは保てていくだろうと、こういうふうに思っております。

それから、具体的に有明海沿岸道路とか国道498号、このことにもお触れになりましたが、これは先ほど言いましたように、国の財政、県の財政問題もあります。これは特に県の事業ですね。県の事業は、もう議員さん方御存じのように、今ほかの道路建設に回す予算なんてないんですね、もともとが。しかし、それを我々は無理をしてお願いをしていくと、こういうことをしているわけで、こういう国、県の状況を見つつ、鹿島市の必要性というものをですね、これは執行部、あるいは議会の皆さんと一緒に県当局、あるいは国に訴えていく必要があるだろうと、こういうふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

迎財政課長。

○財政課長（迎 和泉君）

私のほうからは、松田議員の政権交代によります交付税等への影響についての御質問にお答えしたいと思います。

このことにつきましては、現在の段階では詳細に示されておりませんので、具体的なところ、現在のところは不明ということでは申し上げられません。

ただ、先ほど民主党のマニフェストを例にとってお話いただきましたひもつき補助金の関係でございます。これは国と地方自治体が上下関係、あるいは主従関係、そのようないわゆるひもつき補助金を廃止しますというふうな方針を出してあります。そのかわり、地方が自由に使える一括交付金として交付をすると、そういうふうな形で変更していきたいということになっております。私たち地方自治体としてはいい方向に動いてほしいと、そのように思っているところでございます。

それから、現在のところわかっている部分で影響が想定できるものとしたしまして、道路特定財源の暫定税率の廃止というものがございまして、これはうちの歳入で申し上げますと、自動車重量譲与税、あるいは地方道路譲与税、自動車取得税交付金などが上げられますが、これらが減収となります。これを20年度の決算で推計をいたしますと、約80,000千円の収入減ということになると思われま。

ただ、先ほどからあります民主党のマニフェストの中では、中央集権から地方主権へというたい文句で、その第一歩として地方の自主財源を大幅にふやしますと、そういうふうな約束がございまして、地方財政が充実するためには、何らかの施策が実施をされるということを期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

非常に丁寧な答弁をいただきましたので、残されている時間が少ないですので、それぞれ要点を絞って御質問をしたいと思います。

まず、新型インフルエンザについてでございますが、まず最初に、7月21日の段階で発熱外来が中止になったということで答弁をいただきました。一般外来でも治療を受けられるということになると思いますが、鹿島市内で新型インフルエンザの診療が対応できる医療機関がどのくらいあるのか、お伺いをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

先ほど答弁いたしましたように、21日以降、一般医療機関での診察が可能になっておりますので、平日で鹿島市内で20医療機関、そして日曜日ですが、こどもクリニックと、そして輪番制で今担当してもらっております医療機関ですね、そういうことで対応できて、数的には一応21医療機関ということで把握をしております。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

21医療機関ということで答弁をいただきました。当初、多分発熱外来を設けられたのは、第2次感染を防ぐとか、そういう意味もあったと思うんですけども、この21医療機関で診察を受けるということになれば、一般の外来の方、また新型インフルエンザの方もそれぞれ一緒にとという形になると思います。医療機関において、その21医療機関ということでありませうけれども、その対策をそれぞれの医療機関がなされているのか、もしくはそういう事態は現時点では想定をされなくて、一般外来の方も一緒に医療を受けるような形でやられるのか、その体制についてお伺いをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

鹿島市内の21の医療機関全部が同じ体制で診察をやれるということにはなっておりません。やっぱり大きな病院でしたら、窓口を別にするとか、あと診療室等も別にするとかいうふうになっておりますが、今のところ全部が全部そうはなっておりませんので、現実的には一般の患者さんもインフルエンザの方も同じ待合室、同じ診療室で受診をされているのが多いかと思っております。これにつきましては、国のほうも助成措置を考えておりまして、窓口を別にする、待合室を別にする、そういったものの補助制度を21年度より創設がなされております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

それでは、現時点で国の方針もありますけれども、一般外来と一緒に新型インフルエンザの方が待合所を含めてやられても、危険度というわけではありませんが、そこまでないという形で私たちも考えていいのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

現実に全くリスクがないわけではございませんので、やはり発熱とかせきがある人が病院

を受ける場合、まず自分の行きつけの病院に電話をして、そして病院の指示に従って受診をしていただくことが基本になろうかと思えます。なかなか新型の方、また通常の診察の方の区別というのが非常に難しいですので、その辺はやっぱり受診される方がいろいろマスクをするとか、まず連絡するとか、そういったことで対応をやってほしいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

予防という観点と第2次感染を防ぐという形で、今おっしゃったように、マスクとか、できるだけ市民の方々にも周知をしていただくようなことをやっていただきたいと思います。先ほどあったように、電話をしてから行くとか、そういうことについても市報等に載せられれば、そういうマニュアル等も私は載せておくべきではないかなと思えますので、基本マニュアルという形で市民の方々にもできるだけ第2次感染を防ぐ、新型インフルエンザの予防という形で御説明をしていただく努力をしていただきたいと思います。

もう1点お伺いをします。

先ほど田中教育次長のほうから説明がありましたけれども、9月2日の読売新聞のほうに佐賀市の芙蓉小学校、中学校ですべての児童・生徒と教職員が学校にいる間じゅうマスクをつけ、始業式は体育館に集合せず、校内放送で行ったという形で読売新聞に掲載をしております。

今回、今後の指針として6月の補正の中にマスクの確保という形で予算組みをされてやられておりますが、小学校のほうにもそれぞれ配布をするような形で載っております。この基準のというのがどのような形になっているのか。感染者が出た段階でお配りになれるのか、感染者が出る前にもうお配りになられておるのか、その基準についてお伺いをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

私どものほうで予算措置をしておりますので、まず考え方は、非常時の配布になります。やはりちょっと数が数ですので、児童・生徒当たり1枚、5枚程度しか配布ができません。そういったことで、例えば、学校の中でそういった発症があつて、下校する場合とか、そういったときに全生徒に配るとか、そういったことで非常事態用として保険健康課では考えて予算措置をしたものです。

ただ、実際の運用に当たっては、いろいろ状況が変わりますので、その使用方法につきましては、学校現場のほうにお任せをするという考え方でございます。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

報道等でも見ればわかりますように、やっぱり小・中・高の学校での集団感染というのが非常に多いわけですから、一番最初の答弁でありましたように、予防に努めていただきまして、感染者が出た場合にはすぐに対応できるような体制づくりというのをさせていただいておきたいと思います。

それでは、次に参りまして、昨日、新聞等にも掲載されておりましたが、予防ワクチンの確保の見込み、また接種の優先順位がどうなっているのか、お聞きをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

予防ワクチンにつきまして、お答えをいたします。

まず、予防ワクチンが一般に接種ができるようになるのが10月下旬からということになっています。予防ワクチンは総人口の約半分に当たる5,400万人分が必要とされております。国産で年内に調達できるのが1,700万人分、10月下旬から出荷が始まる予定でございます。まず優先順位として医療従事者、あと慢性疾患がある人、これが10月から11月にかけてですね。妊婦、乳幼児、あと乳幼児の両親、小学生、あと高齢者、そういった優先順位になっています。これがワクチンが不足する分は12月に輸入をというふうになっていますので、全体的に行き渡るのが12月末から来年にかけてということになります。輸入量が確保できるかは、これはちょっとわかりません。それと、流行のピークに多分間に合わないだろうというのが一般的な、間に合わないことを前提に対応をやっていかなければならないというのが基本的な今のところの考え方というふうに思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

最初の答弁で今回のインフルエンザの山というのが10月の上旬ということでお話がありました。先ほど答弁がありましたように、それでは間に合わない状況下でワクチンの接種が始まるということになると思います。

1つ私は提言というか、したいことがありまして、ワクチンに関してなんですけれども、国の基本方針でこういう形で優先順位がつけられております。水頭議員の質問のときに福祉事務所の峰松所長のほうから保育園の休園、そういうのはできるだけしないようにということでお話をいただきました。今回の優先順位についても1歳から就学前の幼児、1歳未満の

乳児の両親という形で載っておりますけれども、全面に子供たちを見ておられる保育園等、先ほど答弁もありましたが、すこやか教室の先生とか常に子供たちと接する、そういう方々に市独自でも結構ですので、私は優先的にワクチンの接種をできるような状況をつくってやる必要があるかなと思います。水頭議員の中でもありましたように、どうしても仕事を休めない御両親の皆さん方とか、そういう方々もいらっしゃるわけですから、保育園、またそういうすこやか教室ができるだけ休園をしないでいい状況下をつくるのは、まず最初に保育士さんとか、そういう指導員の方々の方が元気でいらっしゃる事が一番だと思います。そういう意味で、できればそういう保育士さんとかに優先順位の中に入れていただいて、市独自として対策を組んでいただければ、保護者の皆さん方も安心できる面があると思いますので、そういうことは考えられないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

正しい答弁ができるかどうかわかりませんが、このワクチンは国産にしる輸入にしる、すべて一たん国が買い上げます。そして、地元の医師会との協議により配分をいたしますので、地元の医師会の配慮によって、そういった優先順位にそういったものが加えられるかどうか、ちょっと私のほうとしては明確には答弁できませんけれども、多分この優先順位というのは国のある程度のガイドラインと思いますので、実際の配分に当たっては医師会とも協議をして、そういった者にも優先的に接種ができるように、その辺は早速お話をして検討したいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

インフルエンザについては、もう1つ質問して終わりにしたいと思いますが、最初の答弁で中川課長のほうからお話がありましたけれども、庁内のことを私はお聞きをしました。それはやっぱり危機管理、市民の皆さん方が最後に相談をし、また頼ってくるのは市役所であると思います。ですから、この司令塔が崩れることがないように、できるだけ、非常に言い方は悪いのかもしれませんが、何とかこういうインフルエンザ等が起きたときも踏ん張って、それぞれの対応をしていただきたいと思います。お話がありましたように、こういう問題はやり過ぎて、もうやり過ぎててもまだやらなければならないことというのは見つければあると思いますので、そういう意味においては、全庁的な取り組みというのをやっていただきたいと思います。

ほかの市町村のほうもいろいろお話を聞いてきましたが、なかなか一つの担当課ですべて

をやられている部分とかがあって、うまく進んでいないところもありますけれども、鹿島市のきょうの答弁、6月議会から常に私は質問してきましたが、各担当課でよくここまでそれぞれの分野でやられていると思いますので、もう一步という気持ちでさらに進めていただきたいと思いますので、それについての御見解をよろしければ、中川課長、お願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えさせていただきます。

私が答えてもいけないような気もしますが、今回のインフルエンザ対策は間違いなく市の職員がどういう対応をし得るかを試されていると言う言い方が悪いですけど、思っております。それが一担当課だけで済む問題ではありません。ですから、全庁的に何度も何度も会議をしながら、それから職員からもいろんな情報が入ってきます。それをできるだけ可能な限り吸い上げて、それを形にしていきたいと考えております。私たちが今回職員に対する通知を出したのも、一市民からの一つの声です。それを参考にしながら独自につくり上げたという形になっております。ですから、今後もとにかくいろんなところにアンテナを広げて情報を得て、それを市としてどうまとめていくかということをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

対策本部長が市長でありますので、この件に関してはぜひとも全力をもって対応をしていただきたいと思います。

それでは、次に参りたいと思います。

まず、政権交代によつての公共事業のあり方ということでお伺いをしたいと思いますが、2009年度の補正予算に盛り込まれた1兆円以上の基金を凍結する方針を固めたという形で報道等でなされておりますが、それによつて当市において影響がある分野について、あるのであればお尋ねをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

議員おっしゃられた件につきまして、農林水産課の関係では、木造施設整備加速化事業、それと間伐実施加速化事業の、県の予算ですけれども、約110,000千円については今後の執行停止の対象になる可能性もあるということで新聞等で報じられております。

その後、新聞で報じられた後、9月7日に県の林業課より次のような内容のメールがっておりますので、御紹介いたします。「林野庁としては、新政権の動向に沿って正式な指示があるまでの間、林野庁内での補助金事務を留保されている状況です。しかし、都道府県からの関係書類は受け付けるので、引き続き必要な補助金交付申請などは進めてくださいとのことです。市町におかれても、年度事業計画や全体事業計画書の提出に向けた準備などの必要な手続は進めてくださいとのことです。なお、国からは県に8月28日付で補助金の割り当て内示が来ており、これを受けて県からは国に9月1日付で補助金交付申請まで行っている状況です」とのメールがあつておりました、あくまでも林野庁内での手続を見合わせているということであり、各都道府県における事務を留保するよう求めるものじゃないという状況で、基金凍結が確定したわけではないとのことでございます。

そういうことから、9月7日ですけれども、木造施設整備加速化事業で3集落の自治公民館建設に対して農林事務所より市へのヒアリングが実施されております。今後、新政権の方針を注視しながら、県林業課の指導に沿って事務を進めていきたいと思っております。今のところ特別影響は現実としてはあっておりません。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

先ほど森田課長から答弁がありました分は、今回の今議会で補正が組まれている森林整備加速化林業再生事業の1つであると思います。3地区の公民館という形で出ておまして、補正の予算額は43,930千円という形で、非常に大きな額であると思います。実際、そのまま継続して申請を行っていくという形であると思うんですが、これがもし万が一凍結という形でできなくなった場合の対応というのは現時点で考えられているのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

暫時休憩します。

午後1時39分 休憩

午後1時40分 再開

○議長（橋爪 敏君）

再開します。

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

お答えをいたします。

先ほど森田課長が答弁をしたとおり、林野庁にしても県のほうにしても、そのまま続けてくれと、手続をずっと進めてくれということです。私どもはそうなりと、そのまま我々の要

求を認めていただくものというふうに考えておりますので、万が一ということは今の段階でどうするかというのは考えていないというような状況でございます。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

私が万が一ということをお聞きしたのは、これも佐賀新聞に掲載されておまして、県庁の総括政策監の方が予算化にあたり、市町や森林組合などに凍結の可能性を含めて話をすると説明。今後、関係機関と情報供給しながら、もしもに備えた対応をとる方針を示しているということが掲載をされておりますので、そういう意味でお聞きをいたしました。

もう1つ、この凍結に関連する部分で農地集積加速化基金というのが凍結の対象になっております。これはきのうかおとといの新聞で、凍結になるというのがほぼ確定しているような新聞等で掲載をされておりましたけれども、その状況、また市の施策に関連するものがあるかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

井手農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（井手清治君）

補正基金の凍結という点で、農地集積加速化事業についてお答えをいたします。

農地集積加速化事業については、7月30日、県の農業会議より事業内容の説明があったところでありまして、したがって、交付の申請とか集落への説明までもまだいない状況です。

事業の概要につきましては、農地の所有者が農業関係団体で組織されております地域担い手協議会、それからJA、それから土地改良区などの農地の集積組織へ新たに農地の貸し出しを委任すれば、平たく言えばあっせんというふうな形になりますけれども、貸し出した人に反当15千円、最長で5年間交付するというふうな内容であります。それを農地集積組織が転貸する相手は認定農業者なり、それから集落営農組織ですね、これは法人化されていなければなりませんけれども、そういうところに貸し付けるという内容です。

昨日の新聞情報の基金の凍結ということは、ある程度前もって私たちも予想しておりましたけれども、先ほどの農水課長の答弁同様、民主党の新しい施策、戸別所得補償ですかね、これについて注視していきたいというふうに思っています。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

再度質問をさせていただきたいと思いますが、先ほどの農地集積加速化基金についてなんですけれども、鹿島市において予算的にどのくらいの影響があるのかというのはわかります

でしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

井手農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（井手清治君）

これは基金ということで、予算化も何もしておりませんので、実態的には何も交付要綱も何もしてありませんで、実損というんですかね、影響はないというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

最初の質問で財政課長のほうから答弁をいただきました件なんですけれども、いわゆる一括交付金がどのようなものになるのか、また、従来の地方交付税制度がどのようなものになるのか、不透明な部分があると思います。しかし、現時点で国と地方行政の関係において、やっぱり我々は当然市長の答弁にもありましたけれども、地方に配慮した自由度の高い財政措置を望まなければならないと思いますけれども、どのような制度、仕組みが望ましいと思われるのか、御見解をいただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

迎財政課長。

○財政課長（迎 和泉君）

お答えをしたいと思います。

先ほどから申し上げますように、まだ具体的な指針というのが全然私たちのほうに示されておりません。ただ、マニフェストを読んでいく中で、地方が自由に使えるというふうな表現をしてあります。というのは、ひもつきの補助金とか、そういうものじゃなく、いわゆる地方交付税のような形で来るものだろうということで私たちは想定をして、そうやってほしいということで思っているという状況でございます。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

地方分権の推進という形でありますので、できるだけ地方に財源移譲含めて、地方が活用できる、地方が利用性が高い制度が望まれると思いますが、最後に市長のほうにお伺いをしたいと思います。

最初の市長の答弁でもありましたけれども、必要な公共事業については鹿島市においても要望をしていきたいという答弁がございました。有明海沿岸道路の鹿島一福富間については現在環境アセス間であって、具体的にまだ着工のめどがきちんとついているわけでもありませんし、恐らくないとは言えないのかもしれませんが、事業の中止の可能性はないとは言え

ないと思います。一番私が恐れているのは、長崎新幹線の事業がそのまま継続をされ、逆に沿岸道路は福富から鹿島間がなくなるという形になれば、これはもう鹿島にとって非常に最悪のケースにならざるを得ない。そしてまた、きのう答弁がありました鹿島―武雄間の道路についても、計画の段階で何年までにできるということも明示をされていないわけですから、非常に危ういところに今鹿島というのは立たされていると思います。

そういう意味において、やはりこの地域にとってはこの2本の道路は是が非でも大切なんだということを意思表示をしていかなければ、非常に厳しい状況下に追い込まれる可能性も私はあると思っています。この2本がなければ、JRの特急を失って、道路もできないと、そういう地域のイメージの低下は、やっぱり鹿島が今後発展性のない地域というレッテルを張られて、民間の投資意欲、また若者がこの地域に住んでいただけないようなまちになることだけは、現時点で政治に携わる私たちにとっては絶対避けなければならないことであると思います。そういう意味において、今回の政権交代というのは期待する部分も大きいと思いますけれども、この市にとっては大きなリスクもはらんでいるということを私たちはやっぱりわかっておかなければならないのではないかなと思います。

市長がJRの問題が終わったときに、何としても道筋をつけるということを常におっしゃっておいりましたけれども、やはりこの沿岸道路、鹿島―武雄間の道路というのは、その道筋の大きな柱であると思いますので、最初の答弁でありましたように、やはり国、県、また今年度予算には要望活動費として予算も計上されておりますので、最初の答弁でありましたように、市長と議会、また民間の方々も一緒になって、この問題に取り組んでいかなければならないと思いますけれども、市長の見解についてお伺いをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

県の当時の川上副知事と私はこの新幹線問題でいろんな議論を公開のもとでやりました。その中で、新幹線長崎ルートと費用対効果と、その話の中で有明海沿岸道路の費用対効果は幾らですかと、数字を示してくれと言ったら、3.2と言いました。長崎ルートは1.067ですよ。だから、はるかに費用対効果はあります。それがうそでなければ、そういうふうな費用対効果によって、これをやるかやらないかというのは一つの大きな基準になると思いますので、私はそのことは今も覚えておりますし、少なくとも費用対効果の数値においては、長崎ルートより3倍ぐらい費用対効果があるというふうに思っております。

いずれにしましても……

○議長（橋爪 敏君）

時間になりましたので、簡潔にお願いします。

○市長（桑原允彦君） 続

はい。

一生懸命私たちはこの必要性を訴えていくということが必要であると思っています。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。簡潔にお願いします。

○1 番（松田義太君）

それでは、これもちまして一般質問を終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

以上で1 番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。

午後 1 時51分 休憩

午後 2 時 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、15番議員中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

15番議員中村雄一郎でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、1つのテーマに絞って質問をさせていただきたいと思いますが、鹿島市商業の活性化についてということで質問をさせていただきます。

今回の質問をするに当たって、これらのことを少しまとめてみようかなということいろいろ調べ物をしておりました。

私が議員になりましたのが平成7年でございます。その第1回目の6月議会で、鹿島市商業の将来構想、商業ビジョンの具現化に向けてという質問をいたしておりました。当時の通産省の諮問機関であった産業構造審議会の調査結果では、我が国流通の現状と課題として、郊外型ディスカウント店の出店により、町なかの小売店が廃業に追い込まれ、空洞化は地方の小都市だけではなく人口20万人以上の中核都市にまで広がると指摘をされております。

当時の鹿島市の状況は、昭和58年にピオ・ジャスコがオープンし、すぎやとの2核1モールの商店街を目指す方向性が平成5年に策定をされた商業ビジョンで示され、スカイロード商店街の街路事業が着手をされたころでございます。折しも北鹿島にヴィータ出店計画があり、その当時は大店法の緩和により、地元の商業調整協議会、いわゆる商調協ではなくて、九州通産局の大転身で結審がされている時期でございました。結果は1万1,000平米の結審。モリナガの郊外への移転、当時のAコープ、現在のララベルの拡張移転など大型店の占有率は80%に迫るもので、人口当たりの大型店比率は全国でも上位の位置にありました。その結果は、中心商店街の崩壊、空き店舗の増加へとつながってまいります。当時、都市間競争を制するためにジャスコの移転拡張などの話もありましたが、その後、ジャスコの江北への出

店、ゆめタウンの武雄への出店、ジャスコ大和店など大型店の出店や、鹿島市においてはジャスコの撤退、すぎやの廃業と商業環境は激変し、鹿島市の買い物動向は、最寄り品は市内で、買回り品は武雄、佐賀、福岡へと流出をしてみたりしました。

我が国の商業環境は大店法の改正により大きく変動し、全国の商店街が衰退する中で、1998年、平成10年にまちづくり三法、改正都市計画法、大店立地法、中心市街地活性化法が施行され、改正都市計画法においてはゾーニングにより出店の可否を個別出店案件ではなく地域ごとに決め、出店可能な地域であれば大店立地法で生活環境への影響への観点からの調整を行う。一方、中心市街地活性化法は、市町村が中心市街地を活性化させるための基本計画を策定し、国から認定をされた場合、各種の支援策が講じられるという仕組みでございました。このまちづくり三法も郊外への出店、その流れをとめるには、無策とまでは言いませんが、非常に厳しいものがあつたようです。

鹿島市においても、中心市街地活性化法の推進のためにTMOタウンマネジメントを商工会議所に置き、協議が進められました。平成17年に経済産業省中心市街地診断・助言事業が行われ、平成18年に改正中心市街地活性化法が施行、市が基本計画を策定することになったため、中心市街地活性化協議会の設立、推進本部の設置となりました。19年には基本計画を策定、まちづくり会社が設立をされ、発酵の館建設などの事業案が検討されてきたところがございます。平成21年の2月には、鹿島にも大変なじみの深い二階経済産業大臣の肝いりで中心市街地活性化支援として2回目の診断・助言事業が行われ、ことしの2月、報告会がございました。

私は冒頭に人口20万以下の都市では中心商店街は滅亡すると述べましたが、現在、佐賀市、久留米市はその状態になり、郊外化の波は50万規模の都市まで波及しそうな状態です。鹿島市の顔でもある鹿島駅からスカイロード、さくら通りを中心とした市街地、都市イメージにも大きくかかわってまいりますので、今後どのような市街地として生き残っていくのか、少子・高齢化社会を見据えながらコンパクトシティとしてのビジョンを組み立てていかなければなりません。

中心市街地活性化の基本計画認定に関しましては、平成19年の2月に富山市と青森市が認定を受けて、2月16日現在、全国で67カ所が認定をされているそうです。協議会を設立しているところが130カ所程度、約半数が認定を受けているということですが、鹿島市はまだ認定には至っておりません。そこでまずお尋ねをいたしますが、今日までの中心市街地活性化の取り組みの状況に関して、市、商工会議所、まちづくり会社等についてお尋ねをいたしたいと思っております。

次に、現在の鹿島市の商業の状況を把握するために質問をいたしますけれども、鹿島市における商店の数、年間販売額、売り場面積、売り場面積に占める大型店の占有率、小売吸引力等について、昭和63年、平成9年、平成19年の商業統計による数字をお示しいただきたい

と思います。あわせて商工会議所の会員数の動向についてもお示しをお願いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（橋爪 敏君）

松浦商工観光課長。

○商工観光課長（松浦 勉君）

中村議員の1回目の質問にお答えしたいと思います。

まず、今日までの中心市街地活性化事業の取り組み状況についてということですが、議員御指摘のように、商業を取り巻く環境や国の法律の変遷は、ここ20年の間に目まぐるしく変化した経緯があるかと思えます。その中で、最近の改正中心市街地活性化法によりまず取り組み状況について御報告いたします。

平成19年の2月に基本計画を策定しまして、これはあくまでも案ですが、これを6月に内閣府中活本部へ事前相談を行ってきました。それを踏まえまして平成20年度の基本計画の事業案につきまして再度検討を重ね、先ほど議員が申されましたように、二階経済産業大臣の肝いりということで昨年の11月からことし2月にかけて中心市街地活性化診断・助言事業を行ってきたところです。診断・助言事業の結果につきましては、先ほどありましたように、ことし2月、商店街関係者や議員の皆様方に対しまして報告会を開催してきたところです。その中で、専門家の意見としましては、現在の状況では中活の認定は非常に難しいとの見解が出されたところです。

そこで、認定にこだわる必要はなく、商店街として何を優先的にやりたいのか。その事業が具体的に決まっていけば、その事業に沿った形での法制度によって最終的に考えてもいいのではないかという見解も出されたところであります。市としましては、商店街の今後の取り組みが充実され、機が熟した時点で再度検討するというところとしておいてあります。当面は活性化策についてできることから実施をしていくことが大切であり、今年度はコミュニティー施設よらんねの開設や、一店逸品運動を展開し、さらに、ふるさと雇用を最大限に生かしながら商店街のニーズにこたえられるような活動を展開している状況でございます。

以上です。

済みません、もう1つ、鹿島市商業の状況ということで御質問がありましたので、ちょっとこれについて説明いたしたいと思います。

これは商業統計調査の集計によります結果でございますけど、昭和63年、それから平成9年、平成19年と10年ごとの推移を御報告したいと思います。

まず商店数ですけど、昭和63年600、平成9年584、平成19年455と、約145程度の減少にあります。従業員数ですけども、昭和63年2,527、平成9年2,740、これは若干ふえておりますけれども、平成19年には2,304と減ってきている状況がございます。年間販売額ですけども、昭和63年34,871,000千円、次が38,627,000千円で、平成19年度は35,691,000千円とい

う状況で推移しております。売り場面積につきましては大型店舗の推移もございまして、昭和63年4万4,274平米、平成9年6万2,878平米、平成19年5万1,338平米と推移しているところです。この中で、当然大型店について面積が推移しているところですけど、その大型店の占有率としましては、昭和63年47.7%、平成9年77%、平成19年85.7%となっている状況でございます。

以上で推移の説明を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

今、国のほうの認定関係、中心市街地活性化に伴う認定関係のことで御説明をしていただきましたけれども、現在のところ認定を受けるには非常に難しい状況であるということで、それぞれの商店街として考えておられるメニューを個々にとらえながら、それぞれに合った補助事業で進めていったらどうかというような指導があったということで御報告がありました。このことは、2月にございました報告会の中でも同じような趣旨のことを御指摘がされているようでございます。

まず最初に中心市街地の考え方ということで、県の資料ですけれども、どのような考え方をされているかということを少し整理してみたいと思います。

中心市街地に関しまして、今データを示していただいたように、各地区で非常に衰退をしている状況にあるわけですが、そのことに関して一部には県民の意見として中心市街地のあり方を議論する場合、郊外大型店があれば中心市街地は必要がないという意見がよく聞かれますと書いてあります。単に消費者の立場だけで考えますと、買い物をするだけならそれでも買い物できるぐらいがあればいいじゃないかということになると思いますけれども、中心市街地が単に消費者向けの商業、サービス機能の場であれば、その一大集積施設である郊外大型店で消費者のニーズがほぼ満たされ、もはや中心市街地は必要ないと言えるかもしれませんが、果たしてそれでいいのでしょうかというのが県の考え方です。

中心市街地は、その歴史をさかのぼれば城下町や宿場町などそれぞれ地域ごとに沿革が異なるものの、戦後の復興の中で高度経済成長とともに商業を初め、業務機能や公共サービスなどのさまざまな機能が集積するようになり云々と書いてございますけれども、最後に多くの人々が住まい、地域のコミュニティーが形成され、それぞれの地域が長い年月をかけて歴史ある伝統、文化をはぐくむとともに、地域固有の町並みを形成してまいりました。このようなことから、中心市街地はまさにまちの顔、地域の顔であり、同時に住民とってもアイデンティティーそのものでありますというようなことで中心市街地の考え方をまとめてございます。このことは私も1回目の質問の中で、まちの顔というような形で質問をいたしましたので、中心市街地の、当時は中心商業地、中心商店街というような形で言い方をされてお

りましたけれども、今は中心市街地の町における必要性、重要性をこのような形でうたっているわけです。現在の鹿島市の状況を見ますと、先ほども言われましたように、認定を受けるには非常に難しい状況の中で、民間では発酵の香るまちづくり、あるいは一店逸品運動を進める、行政としても必要な整備手法を考えながら鹿島駅舎の整備、あるいは、これはきのう議論されておりましたが、駅前広場の整備等の事業を取り組んでいくというような形になっているのが現状ではないかと思えます。

そのような中で、発酵の館づくりに関しては少し事業化が進みつつありましたが、採算性の面、あるいはコンセプトが合致しなかったというようなことも聞いておりますけれども、この発酵の館に変わる新たな計画を商店街のほうではどのようなことを考え検討されているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

松浦商工観光課長。

○商工観光課長（松浦 勉君）

発酵の館についての御質問だと思いますけれども、診断事業の中でも発酵の館自体が悪いということではなくて、今現在での考え方としての発酵の館単体でのまちづくりで町の活性化は難しいのではないかというふうな意見を出されております。しかしながら、発酵といたしましては、食はもとより健康、あるいは環境にもつながる非常によいテーマであると、発酵のテーマを市民に受け入れられる形に見直していきながらその広がりを持たせていくべきではないかということで、今後も発酵自体としては町全体の取り組みに広がるような形で検討されているというふうな状況でございます。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

発酵の館そのものを、これは建物を建てたから事業が成功するというわけではございませんので、やはりソフトの部分を十分に協議していかないとこの事業も進んでいかないというふうに考えておりますけれども、今のところでは単独でその建物を建てたからということ、中心市街地の発展にはつながっていかないだろうというような判断かと思っておりますが、今、テーマの問題を少し課長言われましたが、そのテーマに触れてみたいと思っておりますけれども、診断事業の中でもその発酵のテーマ、発酵文化の香る街ですかね、テーマは。発酵研究会の方々を中心に大変な努力をなさっていることは私も理解をしておりますけれども、いま一つ市民が受け取りやすいテーマにというような答弁がございました。何となくぴんとこないというのが現状というか、わかりづらいということですね。まちづくりのテーマとして、発酵そのものが余りにも漠然としているがために浸透しないのではないかというようなことをこの診断事業でも指摘をされております。発酵そのものはいいだけけれども、それをもう

少しわかりやすくするためのサブテーマ的なものを設けながら進めていったらどうかという
ような指摘もあったかと思いますが、その辺に関しては今、中心商店街の方々、発酵研究会
の方々はどのような考え方で進んでおられるのか、わかる範囲で結構ですのでお願いしたい
と思います。

○議長（橋爪 敏君）

松浦商工観光課長。

○商工観光課長（松浦 勉君）

発酵のテーマの具体的な肉づけはどうかということでお答えしたいというふうに思い
ます。

発酵研究会のほうも試行錯誤されながら例会とか毎行われて進められておりますけれど
も、今年度は特に大学の先生とか具体的な指導の内容といたしますか、こういうことがあるよ
うな具体的な指導を仰ぐために、県の事業でありますその専門家の指導研修という
ものを試みにやってみたいという姿勢を示されているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

新たに研究をされていくということですが、もう1つ発酵を進める中で拠点施設と
して、これは発酵だけではございませんけれども、よらんねが開設をされておりますが、そ
の業務内容、実績についてお尋ねをしてみたいと思います。

このよらんねの中では、先ほどから出ている発酵文化の香る街の推進をする担当、あるい
は買い物代行の制度を考える担当、ホームページ上の情報発信をされる担当、中心商店街そ
のものの活性化に取り組まれるような担当者がおられるように聞いておりますけれども、寄
り合いどころとして一定の成果を上げているということ聞いておりますけれども、このよ
らんねの事業の当初、担当課、あるいは商工会議所で考えたものと現在の進捗状況について
お尋ねをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

松浦商工観光課長。

○商工観光課長（松浦 勉君）

よらんねについて進捗状況といたしますか、活動状況がどうかという質問だと思います。

よらんねにつきましては、5月中旬に開店いたしまして、いろんな通りの人、あるいは近
辺の人が寄っていただくように土曜日もできるだけ開設したいということで開店されて進め
られているところでございます。その中で、非常に地域の人にまだ認知されていないという
ふうなこともあって、市と、ふるさと雇用のメンバーの人たちと鹿島地区の区長会等に願
いしていろんな説明会等を開催していきながら進めているところです。

また、具体的にはそのふるさと雇用の中で、とにかくいろんな方策を立てて中心市街地にぎわいの一助になるようにということで、現在さまざまな検討を進めてきている状況でございます。具体的には、またふるさと雇用の説明の中でしていきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

今、ふるさと雇用ということで言われましたので、このよらんね事業は約3カ年間のふるさと雇用再生事業で取り組まれた事業で、商工会議所のほうへ事業委託をされて、商工会議所からまちづくり会社へ再委託をされたという理解でいいのでしょうか。そのような形で進められているんじゃないかと思います。

このよらんねで今取り組んでいらっしゃる事業は、これが単に3年間でふるさと雇用再生事業が終わった段階で終わりというんではつながりがないわけですがけれども、その終わった後まで続くような形での計画というものを、今後計画なり事業展開を考えていかれる必要があろうかと思います。

なぜ私がこういうことを言うかと申しますと、実は観光協会で今肥前浜駅のほうで観光戦略会議、観光戦略推進室を設けておりますけれども、そこの指導をいただいています観光カリスマの山田桂一郎先生という方がおられますが、つい先日、1回目の指導に入りました。冒頭に言われたのが、この観光戦略推進室をどのような位置づけで鹿島市、あるいは観光協会で考えているんですか、単に事業が終わったらこれで終わりなんですかということを鋭く指摘されました。こういう戦略室を設けるのであれば、ふるさと雇用再生事業が終わった後に、まさしく株式会社なり有限会社なりを立ち上げて鹿島市の観光に寄与するような形でできるように、そこまでの考え方を持ちながらこの2年半を進めていかないと何ら意味がありませんよというような指摘を受けましたので、同様の質問なんです。

よらんねに関しても、まだ今の段階では恐らくそこまでの考え、計画というのはないと思いますが、中心市街地を本当に復興させようという考えであるならば、そのような形でいろんな計画を進めていって、将来はよらんね自体で法人化をして事業を進めていけるような、それはイコールまちづくり会社でもいいと思いますけれども、そのようなものになっただけかなきゃならないんじゃないかということで、そういう議論がなされているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

松浦商工観光課長。

○商工観光課長（松浦 勉君）

ふるさと雇用について継続的な事業展開を図る計画があるのかということですが、基本的に事業そのものは3カ年で、緊急雇用対策事業としての3カ年の事業ということは前

提にあるものと思います。その中で、いろんな今後の活動といいますか、ふるさと雇用での事業を推進していく中で、先ほどの意見でありましたように、今後の雇用につながるのか、あるいはそういう発展性を持つことができるのか、目指しているのかというふうなことですけれども、今後、商工会議所、それからまちづくり会社等とも具体的に協議しながら、今回のふるさと雇用そのものとは切り離れた形での検討を進めていきたいというふうに思います。

それともう1点、この事業は商工会議所に委託しておりますけれども、まちづくり会社に再委託ということの考えはございませんので、そこは御了承いただきたいといます。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

商工会議所への委託で、まちづくり会社には現在のところは再委託していないということで、それは理解をいたしました。将来的には、このよらんねで行われている事業が収益を上げられるようになって、まちづくり会社の中のベスト1位の収益規模になっていけばいいなというようなことではないかと思えます。検討したいということでございますので、この3年間の中で事業を進めて、ぜひ将来につながるような形で、雇用も継続できることが一番いいわけですから、そして新たな雇用が生まれていくような形への展開というものをぜひ検討していただきたいなと思えます。

次に、中心市街地活性化の基本計画の素案というのを鹿島市と商工会議所、中心市街地の皆さん方で作っておられますけれども、民間のほうではその素案の中で発酵の館整備事業ですとか、一店逸品運動が先ほどから出ておりますが、そういうソフト事業に取り組んでいくというような形のものがある中で、行政としては、その素案の中にはJR肥前鹿島駅舎の整備事業、それから駅前広場の整備事業、市民ホールの整備事業が大きなものとしては上がっております。このことに関しましては昨日、現在の考え方というのが答弁なされて、駅前整備に関しては、これは県の事業ですから県へ引き続き要望をしていきたいと。鹿島駅のバリアフリー化、あるいは駅舎の改築に関しては、JRの整備計画の中では優先順位は下位のほうだということで、国県のいろんな補助メニューを検討しながら、今後これも国県への働きかけをしていきたいというような御答弁があっているかと思えますけれども、この部分に関して認定を受けない場合、認定が現在では受けられないことでそれぞれの補助事業の中で進めていくということになっておりますので、今答弁を聞いていますと、受け身的な形でしか受け取れないんですけどね、あくまでも県や国に要望していく、じゃ、積極的にこの事業に取り組んでいこうという形が見えないようなところもありますけれども、このことに関してコメントがあればお願いしたいと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

中心市街地活性化の事業ということで、二、三年前でしたか、経済産業省のお役人さんが鹿島にお見えになったときに私ちょっとお話をしましたが、いろんなところを案内しましたら、鹿島市の場合はもう中心市街地のハード事業はほぼ済んでいますねということをおっしゃいました。それはどういう意味かといいますと、まずさくら通り、スカイロード整備をやりました。それから、2つの市営駐車場ですね、もとの中牟田の農業倉庫の跡、あるいは駅の横の丸通の跡、こういうところもやりました。それから、中心市街地の近隣公園として位置づけをしました北公園整備、こういうものも中心市街地に集まってくるお客さんがそこで憩われると、こういうふうなことで、ほぼ大体メニューは済んでいますねということをおっしゃいましたが、私どもとしましては、この駅舎そのもの、あるいは駅周辺というものはまだ手をつけていないという認識を持っております。

そういう中で、昨日ちょっと谷口議員の質問で課長が答弁をいたしました。私が後で補足をしました。そのことについてもう少し詳しく話をしますと、基本的には課長がお話されたとおりです。ただ、JR九州も、それから特に国土交通省が県の担当のどなたかがその駅舎までは補助は無理だろうというふうな状況の中で、国土交通省に一応お話をしたら、それはだめですと、できませんと言われましたが、どこですかという話になって、佐賀県の鹿島市なんです、肥前鹿島駅なんですということをおっしゃたら、国土交通省のお役人さんが、ああそうですか、鹿島ですか、ちょっと待ってくださいということで今検討されていると、こういう状況です。

そういう中で、実は私たちはバリアフリーということだけ全面に出して県にお願いをしておりましたが、いわゆる身障者の歩けない方をリフトでホームまで上がっていただくための簡易な形でのリフトという想定をしておりました。せいぜい何百万か10,000千円か、そのくらいだろうということをお考えしておりましたら、今はあれが非常に評判が悪いと。車いすをその上に乗っけて、のぼる君とかなんとかあるですな、ああいう形です。あれは非常に評判が悪いと。それからもう1つは、あそこの地下道へ行く道、ホームに上がる導入路、そこが狭過ぎると、これをやったら。そういうことで、このバリアフリー化をやるならば本格的なエレベーターの設置が必要だということになったわけです。本格的なエレベーターを設置するためには、あそこはプラットホームの幅とかなんとかも足りないんで、大がかりな土木工事になってしまうと。ちょっと聞くところによりますと、2億円とか3億円とか4億円とか、そういうオーダーのものになりそうです。

このバリアフリーの事業というのは、市の持ち出しが基本的には6分の1なんです。しかし、全体が大きくなりますと6分の1といいたしても非常に高い金額になりますし、ましてや、きのう言いました、知事がこの際駅舎までされてはどうですかと言われましたが、この駅舎を通常の形でやるとしたらこれは補助がないわけです。全額市の持ち出しということで、

これも金額的にかなりのものになると。それでは今の通常の形ではちょっと市は、バリアフリーの要求をしまいましたが、こういう金額ならばできませんというふうなことも申し添えて私は本部長に直接お会いして言いました。

ただ、先ほど言いましたように、JR九州も国土交通省も、いわば鹿島駅ということで、今いろんな試算をしてみるからと、あるいはほかの補助事業がないか、該当するものがないか、そういうものも今探していると、こういう状況であります。

最終的には、この中心市街地のハード事業というのは駅周辺は残っていますものの、今までこのスカイロード、さくら通り、それから2つの市営駐車場、あるいは北公園整備に約50億円ぐらいかかっております。問題は、駅前が残るとしましても、今先ほど議員申されますように、このまちのテーマづくりをどうするかとか、要するに中身、ソフトの問題なんですね。あるいは、その商店街の地元の人がどういうふうに頑張っていたいて、それを市がどうサポートしていくか、こういう問題をやっぱり深く掘り下げて中心商店街の方々と議論をしながら、先ほど課長が言いましたようなことも含めてやっていかなければいけないというふうに思っています。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

丁寧にお答えいただきましたので、現在の鹿島駅舎の整備に関する考え方、そこまで答弁していただければ努力をしていただいているなということで評価はできると思いますが、昨日までのやりとりの中ではなんとなく引いているような感じがしましたので、改めて質問させていただきます。

今市長がハード整備は鹿島駅周辺、駅舎を除いては、ほぼ終わっているというふうに申されましたけれども、そのことは私も市がやるべき事業としてはかなりの部分が終わっているかと思えます。その中で今指摘をされました地元の問題ということで、ソフト部門のことを言われましたけれども、例えば、門前商店街には今、参及会という若いグループが立ち上がっています。中心市街地の中でほとめき祭り等をなさっておりますけれども、なかなかそのスタッフがいないということで、一番地元の問題というのは、中心商店街の中で若手のいわゆる組織化されたグループが立ち上がってこないというのが元気が出ない源ではないかというふうに考えられますけれども、これは通告していませんのでおわかりじゃないかわかりませんが、そのような機運というのはあるんですかね。若者組織を立ち上げようというふうなですね。それが今後の中では大きな力になってくるんじゃないかと思えますけれども、もしわかればお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

松浦商工観光課長。

○商工観光課長（松浦 勉君）

若手グループの育成とかそういうのが盛り上がってくる機運があるのかという御質問ですが、現況のところ特段聞いている状況はございません。ただ、商工会議所青年部の皆さんとか、いろんなそういう既存の組織の中で頑張っている状況だと思います。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

ぜひその面も御指導をお願いしたいと思います。商工会議所、あるいは青年会議所等の組織がございますけれども、これは自然体といいますか、全体を考えていくグループですので、ぜひ地元の商店街の中にそういう方々が立ち上がっていただくことが何よりではないかと思っております。

1回目の質問のときに、鹿島市のいわゆる商業の状況ということで御答弁をいただきました。その中でちょっと2つほど私が気になっておりますけれども、昭和63年に600あった商店数が平成19年の商業統計では455、マイナス145件になったと。このことの要因というのはいろんなことがあろうかと思えます。郊外型の大型店が出店をし、ディスカウントショップ、あるいはドラッグストア、鹿島にはユニクロはございませんけれども、しまむらさんがございます。そういう製造小売りの形態の店舗が全国非常にふえてきておりますので、それぞれの商店が成り立っていくには非常に難しい状況になっている中でこのような減少があるのではないかということの中で、年間の販売額はそれほど落ち込んでいない、ほぼ横ばいの状況です。

もう1つちょっと気になったのが大型店の占有率、現在85.7%ということで、この数字を見れば明らかに大型店が集中しているということがわかりますけれども、この大型店が頑張っているからということなんでしょうか、平成9年には吸引力が100を切って97だったものが、10年後の19年には小売業の吸引力が増しているわけですね、115ということで。この115という吸引力は、データをいただいたのを見ますと、武雄市と一緒になんですよ。そういう面から見ると、鹿島の商業は大型店に引っ張られるとはいえ頑張っているなというふうに見られますけれども、この平成9年から平成19年に吸引力が大幅に伸びたという、この辺の分析というのはわかりますか。わかればお願いします。（発言する者あり）ここは商工会議所じゃないとわからないのかと思いますけれども、鹿島市の平成19年現在の小売吸引力は、以前ピオとすぎやがあるときには123というような形で、武雄、嬉野方面からも鹿島に来ていただいております。鹿島の商業力も大型店が引っ張る中で今そういう状況にあるということだけは認識をしたいと思います。

少し話を進めてまいります。

中心市街地に関しましては、現在進めていただいているような形の中で、いろんな形の

助成制度、中心市街地活性化法はもちろんですけれども、そのほかにもいろんな助成制度があります。具体的に言いますと、空き店舗対策事業、それから、これはことしの7月ぐらいに法整備がなされた地域商店街活性化事業というような事業がございますけれども、これから問題にしたいのは周辺の商店街の対策です。鹿島市においては中心市街地と言われる大字高津原の地区と周辺の商店街、門前町を形成している門前商店街、それから北鹿島地区、能古見、能古見は辻周辺に集積がありますけれども、浜地区に商店の集積があるわけですが、今のところいろんな補助制度というものが、中心商店街を活性化させたいという国の方針もあるんでしょうけれども、中心商店街に偏って周辺には非常に手薄いような感じがしておりますので、その点について少しお尋ねをしてみたいと思います。

商工会議所のデータによりますと、会員数が、旧6カ町村の考え方でいきますと、鹿島が昭和63年556件だったのが平成20年に411、鹿島は大幅に減っています。能古見は逆に昭和63年67事業所だったのが平成20年には81にふえています。古枝地区も87が97にふえているということ。北鹿島地区は160あったものが143、やや微減。一番ひどいのが浜地区で150件あったものが98事業所に減っているというような、こういうデータがあるわけですが、いづれにいたしましても、周辺の商店街もそれぞれ地域の方々の最寄り品が主ですが、そのような日々の生活の生活必需品を売っていくお店が現在もあるわけですので、まず、ここでお尋ねしたいのは、今までに鹿島市、あるいは鹿島商工会議所等々で中心商店街に対する助成と周辺の商店街に対する助成、どのようなことをなされてこられたのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

松浦商工観光課長。

○商工観光課長（松浦 勉君）

まず、中心商店街にこれまでなされてきた事業ということですが、これは先ほど来議員がおっしゃっていたとおりでございます。さくら通り、あるいはスカイロードの事業、それから、さまざまなイベント等の活性化事業を行ってきた経緯がございます。

当然、そのほかの周辺地区にどういうふうな補助をなされてきたかということでございますけれども、市としてはいろんな個々のイベントですね、例えば浜地区でいいますと、ふな市がある場合に負担金を出すとか、あるいは北鹿島のふるさとまつりあたりには商工会議所のほうからわずかではありますが負担金を出していただいております。門前商店街等につきましても祐徳夏まつり、あるいは祐徳つつじまつりあたりに補助金を出していただいている状況がございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

今日まで中心商店街に対してはハード事業を中心として、そのほかにもソフト事業でもいろんな形で補助がなされてきているわけですが、このことはこれで中心市街地を守っていくという立場から当然だと思っておりますけれども、周辺に対しては、今、市の立場としてはいろんなイベント事業に関して確かに補助をいただいているところでございます。

少し制度的な面でお尋ねをしてまいりたいと思っておりますけれども、まず第1点目お尋ねしたいのは、空き店舗対策事業に関してお尋ねをいたします。

この空き店舗対策事業は、現在のところ該当する地区というのは私が把握をしているのは中心市街地と門前商店街が該当する地域ではないかと思っておりますけれども、その条件とか要綱というものは、これは県が定められたのか、それとも市のほうで定めておられるのか、そのことをお尋ねしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

松浦商工観光課長。

○商工観光課長（松浦 勉君）

空き店舗対策事業につきましては県の補助事業であります。先ほどおっしゃいましたように、商店街の概念といたしまして、県の判断としては、鹿島市でいえばスカイロード商店街、さくら通り、新町商店街、あるいは門前商店街等、商店街が幾らか連担していて集積して、まちの成りわいをなしているというふうな状況を判断して決められているようです。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

県の事業ということで、商店街の形をなしているところということで今御答弁があったのは、スカイロード、さくら通り、新町、それから門前商店街、このようなところを県としては商店街として考えておられるということでした。いわゆる商店街の定義という言葉は課長は言われましたので、ちょっとそちらのほうからお尋ねをしたいと思っておりますけれども、商店街の定義というものが具体的にどのように法的な定義があるのかわかりませんが、例えば、連続してお店があるのが商店街なのか、面としての何店舗以上あれば商店街というふうにみなすのか、その定義はいかがなんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

松浦商工観光課長。

○商工観光課長（松浦 勉君）

商店街の定義についてですけれども、具体的に国も県も面積が幾らに対して集積率がどれだけというふうな具体的な決め方はなされていないようです。

国の地域商店街活性化法という法律におきましては、中小小売商業者及び中小サービス業

者が多数集積しており、さまざまな商品やサービスをワンストップで販売提供する商いの場という定義づけがなされているところです。商業統計調査によりますと、小売店、飲食店及びサービス業を営む事業所が近接して30店舗以上あるものを一つの商店街としているという定義がなされているようです。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

商店街の定義として地域商店街活性化法上の定義、あるいは商業統計上の考え方を言われましたけれども、国の定義で商業統計調査によると近接をして小売店、飲食店、サービス業を営む事業所が30店舗以上あるものを一つの商店街とみなしますよというような考え方を示してあるという説明がありましたけれども、私が調べたものにはそのようなものが20以上連続して集積しているもの、あるいは面的にあるものであれば商店街と呼んでもいいですよというような、そういう解釈もございました。商店街の形としては、商圈から考えますと近隣型、広域型、超広域型、その3つの商店街の形。立地から考えると都市型、駅前型、門前型、観光型などに分類をされるというような商店街の定義があるわけですが、先ほどの空き店舗対策の事業の中で、県のほうの考え方が商店街とした形で体をなしているところに空き店舗対策の補助事業を導入しますよというような御説明があったわけです。

今回、私になぜこのようなものを取り上げたかと申しますと、周辺、鹿島市中心商店街以外、あるいは門前商店街以外の北鹿島でありますとか能古見、あるいは浜の商店街の中で新たに起業しようとした場合に、空き店舗対策はチャレンジショップですとか、あるいはコミュニティ施設に対する賃貸料の補助とか、いろんな制度があります。店舗改装費に関しても補助があるわけですね。特に浜町で今観光事業が少し進められておりますけれども、保存修復をした物件の中で新たに起業したいという方、そういう声が非常に上がってきている状況です。この概念でいきますと、浜町はかつては商店街でした。現在も伝建のエリアの中で、私は色塗りをしてみましたけれども、四十数件の商店があるわけです。これを、じゃ、面的にそれだけの数があるのに商店街という形で見ただけでないのかなと。現状では空き店舗対策は浜ではだめですよということ、北鹿島も当然そうでしょう、だめですよということですが、北鹿島にも150以上の店舗があります。ですから、新たな可能性を秘めたところにも、こういう制度というものは一定の地域だけではなくて導入ができないのかというのが今回の質問の趣旨なんです。

もう1つ、地域商店街活性化法という法律が、これは限定したものではあったにしても今回出されておりますけれども、このような法律にしても商店街をある程度限定した形でいたしますと、こういう情報すら入ってこない。今回、中心商店街はこの事業を使ってイルミネーションとか新しい事業に取り組まれるということを知っております。しかし、我々もこの

情報を持たなかったものですからこれに関しても手を挙げるができなかったということなんですけれども、今回、新たに地域商店街活性化法という法律ができて、「地域」という言葉が入ったことに非常に期待感を私は寄せておりますけれども、今回の商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律、この法律の解釈上は、具体的に言うと鹿島市の場合は中心市街地しか該当しないのか、それとも周辺でもこの法律でいくと該当するのか、その辺はいかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

松浦商工観光課長。

○商工観光課長（松浦 勉君）

地域商店街活性化事業についてのお尋ねだと思います。この事業は、今回の緊急対策にも関連する事業として打ち出された事業であります。この事業の対象地域としましては地域の商業集積地というふうなことでござりますので、そこは対象になろうかと思っております。しかしながら、補助対象者として振興組合とか、あるいは共同組合、そういうふうな一定の団体といいますか、そういうのが構成されている団体が対象ということで、構成員の20人以上云々というのをございまして、そういうところでのお知らせといいますか、検討をやってきたところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

地域商店街活性化の法律に関しては、もし受け皿としての商店街振興組合ですとか、そういう法人核を商店街が持っていれば該当になったであろうというような解釈でよろしいですね。

商店街振興組合等の組織は、周辺の商店街には現状ないと思います。恐らく鹿島市内ではスカイロードとさくら通りが街路事業をなされましたから、振興組合になっている。ピオが協同組合という形で、法人核を持っておられる方は門前商店街も多分恐らく法人核はないんじゃないかと思っておりますけれども、いろんな事業に着手するに関しては、それぞれの地域の商店街においても法人核を取得したほうが有利だというのは今の御説明でわかりました。

ただ、戻りますけれども、空き店舗に関しては、これは考え方を少し変えていただければ、法人核がなくても県の考え方を少し工夫していただくと可能性はあるんじゃないかと思っております。先ほども地域商店街活性化事業についても情報すら入らなかったと私は言いましたけれども、市、あるいは商工会議所の考え方の中で、周辺のほうにも少し目を向けていただいて、こういう補助事業のメニューで商業の活性化ができますよという情報提供は今後もぜひお願いをしたいと思います。

最後になりますが、これからの可能性ということで先ほども言いましたが、現在、肥前浜地区においては市の御配慮により国の重伝建の選定を受けてから観光客の入り込み数が大幅

に増加をしておる中で、お店の必要性が言われて、そのお店が徐々に立ち上がろうかというような話が出てきている段階でございます。そのような中で、もう一押し、景気が悪いときでございますので、もうちょっと景気動向を見たいとかいう方もいらっしゃるんですけども、景気が悪い中で空き店舗対策等の事業が、この中に入れていければ、いま一步踏み込むことができるんじゃないかということで、これから可能性のある商店街になり得るところとして、今後、市のほうで御検討いただけないか、県のほうへの働きかけ等も加えて御検討をいただけないかということをお願いしたいと思います。市長、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

最後に私締めくくりとして、これを言おうと思っておりました。要するに、その商店街、商店街でいかに頑張ってくれるかと、そういうところには積極的に支援をしていくということを最後に申し上げたいと思っておりましたが、最後の御質問の浜については今非常に皆さんがまとまって自分たちのまちを何とかせにゃいかんということで頑張ってもらっていますので、そういう基本的な趣旨とも合致しますので、私のほうでも努力をしてみたいというふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

ありがとうございました。浜の例を取り出しながら質問をしてみましたけれども、ほかの地域も門前商店街、あるいは北鹿島商店街、能古見、七浦、それぞれの地区でいろんな制度が使えるところは使いながら商業面でも頑張っておられます。特に地場産品を販売していくということは商業の中に1次産業が加わっていくわけですので、どなたか前の議会で1と2と3を足して6次産業、これが今後の地方都市の生きる道だというようなことを話された方もおられますけれども、ぜひ中心商店街、中心市街地とともに周辺の地域にも目配りをしていただくことをお願いして質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

以上で15番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。次の会議は明10日、午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時4分 散会